

インドネシアにおける事業環境を改善するための
知的財産権の保護および法的整合性に関する
調査研究報告書

2016年2月29日

Joko Sulistyono
弁護士

Joko Sulistyono and Partners 法律事務所

目次

前文.....	2
1. インドネシアにおける知的財産権（IPR）に関する法令の最近の動向.....	4
2. IPR 関連規制、実施および紛争における整合性の分析.....	7
2.1 特許.....	7
2.2 意匠.....	14
2.3 商標.....	19
2.4 地理的表示.....	28
2.5 著作権.....	30
2.5.1 集中管理機関（CMO）.....	36
2.6 営業秘密.....	38
3. IPR を保護するための迅速かつ効果的な手段.....	43
3.1 商事裁判所による司法的手段.....	43
3.1.1 差止命令.....	43
3.1.2 仮処分決定（仮決定）.....	44
3.2 税関総局による措置.....	45
3.2.1 IPR 侵害に起因する物品の規制.....	46
3.2.2 税関総局の職権に基づく差止命令.....	47
4. 将来の課題および提案.....	49
4.1 IP 関連法.....	49
4.2 IP 関連法の完全な実施規則の策定.....	49
4.3 政策を支える現場での実施の質の向上.....	50

前文

国家間の関係の発展に伴い、既に各国間で幅広い貿易の機会が生じているが、今後もますますグローバル化していくと思われる。国家間における商品の流れが拡大し、他国で生産または売買された製品が利用される状況は増え続けている結果、規制に関する合意に従って権利所有者の権利を保護することが必要となっており、その保護を徹底するためには、川上から川下まで、全ての権利が守られることを保障する手段が必要である。

知的財産（IP）に関しては、知的財産権（IPR）を保護するための高度な仕組みを設ける必要があるが、これには権利の付与のプロセスから、市場における権利の実施やその有効性の維持が含まれる。

インドネシアは、貿易の側面における IPR の保護の重要性を認識している。IP は、実際に、国の経済的発展の促進に貢献するものである。それは、知的著作物の創作者やそれへの投資者のために IPR の保護を確立することによって実現される。こうした保護によって、IP の質が向上するだけでなく、科学技術の移転にもつながる。先進国において、IPR は単に個人の知的著作物を保護するために用いられる法的手段であるだけでなく、発明を商業化するためのビジネス上の戦略としても利用されている。したがって、国が知的発明者に対して独占的権利の形で権利を付与することで、その発明者は自らの発明を活用して経済的利益を得ることが可能となる。

IPR の所有者に独占的権利という形でインセンティブを付与する目的は、IP の発明者が一定期間、自らの IP を使用したり、それから利益を得たりでき得るようにすることである。IP を独占的に使用し、その経済的利益を得ることで、権利所有者は、IP を創作するために費やした時間、資金および努力に応じて収入や利益を得ることができる。十分な収入を得ることができれば、権利所有者は、より優れた IP を創作する能力を得られることになる。

インドネシアは、1994 年から「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPs）を批准している。IP 関連法令は、この協定の既存の規定を採択することによって制定されているが、IP 関連法令を適切な方法で実施するためには、実施規則が必要である。そして、同等の規則の間で、あるいはある規則とその下位レベルの実施規則との間で調和が取れていることや、その調和のレベルが、IP を規制する際の重要な要素となる。

実際、IP 関連規則の各要素は、法の要請を十分に満たしてはいない。権利の登録出願者と法務人権省知的財産権総局（DGIP）との間の紛争や、権利所有者と社会における他の事業者との間の紛争など、実施においていくつかの問題が依然として生じている。

出願日から権利所有権の登録証発行に至るまでの手続きの所要時間が、法に定める目標を達成していないことは、多くの出願者が苦情を訴える問題の一つである。事業者からのこうした苦情に応じて、DGIP は、世界知的所有権機関（WIPO）と協力して、工業所有権管理シ

システム（IPAS）という情報テクノロジーを導入した。このシステムによって、出願書の提出から所有権の登録証の発行までの管理手続き全体を、透明性が高く、測定および追跡が可能で、迅速かつ信頼できる方法により実行できるものと期待されている。ただし、このシステムを DGIP の既存の状況に適合させるよう調整するには、データベースや作業員の任務遂行方法の統合など、困難な作業を要する。

本調査報告書では、インドネシアにおける IPR 保護に関連する規則の完全性および現場での実際の実施状況に焦点を当てる。本調査は、日本の法務省法務総合研究所国際協力部によって実施された活動の一つである。本調査を行うにあたり、調査者は、インドネシアの IP コンサルタントである Ali Imron, SH., M.H.および Suwantin Oemar, S.H.の協力を得た。また、本調査は、裁判所や DGIP における IP に関連する紛争についての文献および事例の研究を通して行われた。

本調査の目的は、インドネシアにおける IPR の実施手順について基本的な理解を得るほか、日本とインドネシア両国が将来にわたり利用し得る情報源となることである。したがって、相互の協力が両国にとって確かな利益となりうる。

1. インドネシアにおける知的財産権（IPR）に関する法令の最近の動向

インドネシアは、世界貿易機関（WTO）設立協定の批准に関する法律（1994 年法律第 7 号）によって、TRIPs を批准した。したがって、インドネシアは TRIPs に定める IPR に関する規定を実施する義務を負う。TRIPs 批准後のフォローアップとして、インドネシアでは、以下の国内法および国際協定が制定、改正された。

- 植物品種保護法（2000 年法律第 29 号）
- 営業秘密法（2000 年法律第 30 号）
- 意匠法（2000 年法律第 31 号）
- 集積回路配置設計法（2000 年法律第 32 号）
- 特許法（2001 年法律第 14 号）
- 著作権法（2014 年法律第 28 号（2002 年法律第 19 号の改正））

それらの法制定に沿って、インドネシアは以下の IP 分野の国際条約も批准してきた。

- 工業所有権の保護に関するパリ条約（1997 年大統領令第 15 号）
- 特許協力条約（PCT）および PCT に基づく規則（1997 年大統領令第 16 号）
- 商標法条約（1997 年大統領令第 17 号）
- 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1997 年大統領令第 18 号）
- 著作権に関する世界知的所有権機関条約（1997 年大統領令第 19 号）
- 実演およびレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT、2004 年大統領令第 74 号）
- 名古屋議定書（2013 年法律第 11 号）

IP 関連規則を社会において実施するにあたっては、いくつかの問題が生じる。例えば IPR 関連法令と、独占的行為および不公正な事業競争の禁止に関する法律（1999 年法律第 5 号）や人権に関する法律など、紛争の当事者がよりどころとする法律のレベルにおいて、ある意味整合性が十分には取れていない。法律と実施規則との間の不一致もあり得る。長期間にわたり、ライセンス契約の記録に関する政令が存在しなかったことなどがその一例である。そのことにより、DGIP におけるライセンス契約の記録手続きが妨げられてきた。そのため、これまでライセンス契約には潜在的な第三者に対する法的効力がなく、ライセンシーは、ライセンス権を侵害した第三者を訴える法的地位を有していなかった。

折よく、法務人権大臣は、2016 年 2 月 25 日、IPR 分野におけるライセンス契約の登録手順に関する 2016 年大臣令第 8 号を発出した。この大臣令により、長い間関係者が待ち望んでいた、規則の穴が埋められることが期待される。ただし、この大臣令は発出されたばかりであるため、実際にどのように運用されるかが関係者の関心事になっている。

実施におけるその他の問題として、出願日から IPR の登録証の付与までの期間について、法に定める標準所要期間が守られていないことが挙げられる。また、出願者と審査官の双方が容易に理解できる公開ガイドラインが定められていないため、出願に対する権利付与の可能性、権利の適切性または不適切性について、両者の間で同じ認識を共有できていない。その他、商標分野においては、全体の類似性と要部の類似性に対する主観的な評価を減らすことは依然として困難である。

しかしながら、DGIP は、IP の登録や保護に関連する規則の手順および慣行に対して、その都度、以下のとおりいくつかの改善を試みてきた¹。

- 著作権の分野

著作権および著作隣接権（特に音楽および歌曲）に関する国家集中管理機関（国家 CMO）の設立。

- 特許の分野

既存の特許法の改正としての特許法の整備、電子申請制度、強制ライセンス、訂正および取消しを含む上告の内容ならびに遺伝資源（GR）および伝統的知識（TK）に関する規定の整備。調査および審査の能力向上。

- 意匠の分野

既存法の改正としての意匠法の整備、完全な審査システム制度、審判委員会およびジュネーブ改正協定（1999 年）に適合する規定の整備。

- 商標の分野

非伝統的商標（3D 商標および音声商標）およびマドリッド協定議定書に対応する新しい商標法の整備、インドネシアの地方政府との地理的表示の強化、インドネシアの地理的表示を付した製品の利用機会を広げるための他国との協力。

2012 年 8 月 1 日以降、DGIP は、工業所有権管理システム（IPAS）を利用している。IPAS は、WIPO が 2002 年に作成・開発したソフトウェアであり、これまでに 50 カ国以上で利用されている。IPAS は基本的に、IPR システムを包括的に管理し、IPR の出願書の受領から登録証の発行までの全ての活動を含んでいる。IPAS によって管理手続きの透明性が向上すること、および IPAS 導入前後におけるデータベースの統合に関連する問題は別として、あらゆる手続過程における出願文書の紛失防止が期待される。

¹ Ahmad Ramli教授「インドネシアの経済的発展に向けた知的財産に関する国家政策」、日インドネシア知財フォーラム、2015年10月27日～28日、ジョグジャカルタ

最高裁判所は、税関における IPR 保護に関連し、*差止命令*に関する 2012 年最高裁判所規則第 4 号および*仮処分決定*に関する 2012 年最高裁判所規則第 5 号を定めた。しかし、このメカニズムは効果を発揮していない。

同様に、関税法（1995 年法律第 10 号が 2006 年法律第 17 号により改正）は、税関当局の職員に対し、税関領域における IPR 侵害に由来する物品の輸入を、職権上禁止する権限を付与している。それにもかかわらず、現時点において、大統領令、大臣令、長官令などの政府の実施規則が存在しないために、依然としてこのメカニズムを実行できていない。

2. IPR 関連規制、実施および紛争における整合性の分析

IP は、収入を得る個人や税金を得る国家にとって、収入を支える一部門として認識されてきた。したがって、IPR 所有者の保護は、国家収入の引上げにつながる。最近では、IPR は法律の技術的問題のみならず経済的利益にも関係するようになっており、IPR 侵害は、国家、発明者、社会にとって害を及ぼすほか、国家間に政治的な対立を生じさせる場合もある。

したがって、整合性のある優れた IPR 管理を行うことにより、IPR の組織化と保護が容易になり、さらには、IPR 所有者、IPR を利用する社会、経済的活動を管理する国家に対して利益をもたらすこととなる。

それにもかかわらず、世界的な技術の発展に伴い、既存の規則では実際の実務についていけなくなっている。社会内の対立が起きる機会を減らすためには、技術的進歩や社会の経済システムに適した管理を実現することが課題である。

2.1 特許

2.1.1 特許法（2001 年法律第 14 号）ならびに独占的行為および不公正な事業競争の禁止に関する法律（1999 年法律第 5 号）

特許とは、一定期間当該発明を自ら実施し、または他の者に対してそのライセンスを与えるために、技術分野における当該発明の成果に対して国が発明者に与える排他的権利をいう²。

排他的権利とは、一定期間、当該発明を特許権者が自ら商業的に実施し、または他の者にその権利を与えるために、特許権者にのみに付与される権利を意味する。この権利により、特許権者以外の者は、特許権者の承認を得ることなく当該特許を実施することが禁じられる。原則として、この権利は、社会に対し、国家が定める規則に違反することなく利益を生み出す発明を行うことが奨励する。インドネシアにおける事業者らは、事業者の利益と公共の利益のバランスを考慮しつつ、民主主義経済に基づき自己の企業を運営する³。

その一例として、事業者による不健全な独占的慣行から社会を守る国家の義務がある⁴。ここでいう事業者とは、法人、個人、または団体として、経済部門において複数の事業活動を組織する契約を通して、インドネシア国内で設立され、居住し、または活動を行う個人または会社である。

² 特許法第1条第1項

³ 独占的行為および不公正な事業競争の禁止に関する法律第2条

⁴ 独占的行為および不公正な事業競争の禁止に関する法律第1条第5項

経済を支配する形態は、独占的行為および不公正な事業競争の禁止に関する法律第 17 条に規定されている。

- (1) 事業者は、独占的慣行および／または不公正な事業競争をもたらさうる、商品もしくはサービスの生産および／または販売の支配を禁止されている。
- (2) 事業者は、以下のいずれかに該当する場合、(1)に記載するように商品もしくはサービスの生産および／または販売を支配したと推定されることがある。
 - a. 当該商品および／またはサービスに代替品が存在しない場合。
 - b. 当該商品及び／またはサービスと同一の商品および／またはサービスについて、他の事業者による競争への新規参入が不可能である場合。
 - c. 単独の事業者または事業者グループが、一定の商品またはサービスに関し、当該市場の 50%を超えて支配している場合。

独占的行為および不公正な事業競争を禁じる法律に基づき、IPR の所有者間に生じた紛争の例を、以下に挙げる。

■アムロジピン事件（高血圧治療薬。No.7/KPPU-1/2010）

紛争は、インドネシアの事業競争監視委員会（インドネシア語：KPPU）によって提起された。同委員会は、高血圧治療薬であるアムロジピンという活性物質の価格を監視していた。その市場価格は一度も下落したことはなく、実際、上昇傾向にあったため、KPPU は禁止行為であるカルテルを疑った。カルテルとは、複数の事業者が競合他社との間で、独占および／または不健全な事業競争を生じさせる可能性があるものとして、特定の商品および／もしくはサービスの生産ならびに／または市場を支配することで価格を操作することを合意することをいう⁵。

この紛争における被告は、PT ファイザー社、PT デクサ・メディカ社、PT ファイザー・インコーポレーテッド社、ファイザー・オーバーシーズ・エルエルシー社、ファイザー・コーポレーション・パナマ社およびファイザー・グローバル・トレーディング社であった。

この紛争は、2010 年 2 月 18 日に開始された。KPPU は、被告ら各社を調査し、専門家証人を立てて分析を行った。被告側は、本件は特許ライセンス契約に関するもので、不公正な事業競争に類しないと主張した。しかし、KPPU は、調査によって、被告各社のうち PT ファイザー・インドネシア社、PT ファイザー・インコーポレーテッド社、ファイザー・オーバーシーズ・エルエルシー社、ファイザー・コーポレーション・パナマ社およびファイザー・グローバル・トレーディング社が行った行為

⁵ 独占的行為および不公正な事業競争の禁止に関する法律第11条

は、独占的行為および不公正な事業競争を禁じる法律に違反すると結論付け、PT デクサ・メディカ社については、違反が立証されなかったとして、除外した。

被告らは、最高裁に本件の破棄を求めたところ、被告らは無実であるとの判決が下され（番号 294 K/PDT/SUS/2012）、KPPU の判断は最高裁によって取り消された。

独占的行為および不公正な事業競争を禁じる法律第 50 条(b)に、「ライセンス、特許、商標、著作権、工業製品意匠、電子集積回路および営業秘密などの IPR に関連する契約、およびフランチャイズ契約」は、同法律の適用範囲から除外されると明記されているものの、社会と政府が同じ認識の共有を進めるためには、依然としてより詳細なガイドラインが必要である。さらに、関係者の間に誤解が存在することによって、紛争につながり、ひいては経済活動が妨げられることがあってはならない。

2.1.2 特許法に関する複数の実施規則が制定されていない

特許法は、特定の規定を実施するために政令および大統領令による実施規則が必要であると規定するが、現時点において、複数の実施規則がなお未制定である。

- (i) 政令に定める特許の排他的権利の例外は、インドネシア国外で生産された商品について、特許権者および特許に害を及ぼさない場合の教育、研究、実験または分析に関連するものである。

特許権者は、自己の所有する特許を実施し、かつ、特許権者の許諾なしに特許を実施することを他の者に禁止する排他的な権利を有するが、「当該特許の使用が教育、研究、試験または分析を目的とし、特許権者が当然受ける利益を損なわない場合、第 1 項および第 2 項の規定の適用から除外される」。(第 16 条第 3 項)

この規定の意図は、研究および教育の目的でやむを得ず当該発明の使用を必要とする者にその機会を与えることである。なお、「教育、研究、試験または分析」を目的とする使用には、生物学的同等性試験またはその他の試験のための活動が含まれる。

「特許権者が当然受ける利益を損なわない」とは、当該発明の実施または使用が、特許権者に害を及ぼす可能性のある、または特許権者の競合相手に資するような、商業的な利益を得ることを意図したものであってはならないことを意味する。

特許権者は、インドネシア国内において特許を受けた製品を製造し、または特許方法を使用する義務を負う⁶。これは、当該特許に係る製品製造を通じたテクノロジーの移転、投資の受入れ、雇用機会の創出を支援するためである。ただし、一定の条件下

⁶ 特許法第17条第1項

において、製品の製造または特許方法の使用が地域的規模においてなされることが妥当であるときのみ、上記義務から除外される⁷。

上記規定は、特許実施の経済的合理性の訴求を意図したものである。関連する製品の市場規模が投資額に釣り合わない場合は、特許が認められた発明の全ての種類が、経済的に採算性が高いわけではないからである。いくつかの産業セクター（例えば医薬品製造業等）がこの問題に直面している。このセクターでは、例えば東南アジアなどにおいては、地域的規模において製品の製造、特許方法の使用がなされることが経済的に妥当であることが多いため、客観的分析に基づき一定の緩和が認められている。

特許がインドネシア国内において実施されない場合、特許権者は、関係当局から提供された理由および証拠に基づき、特許実施義務の減免を請求しなければならない。例えば、医療または製薬産業においては、その証拠は保健・社会福祉省によって提供され、一方、電子工学セクターにおいては、その証拠は産業省によって提供される。また、当該発明が探鉱利用のための技術に関連する場合、特許実施義務減免の説明はエネルギー・鉱物資源省が行う。

特許実施義務免除の要件に関連する更なる規定は、政令で定めることとされているが⁸、現時点までに、教育に関する特許の免除規定およびインドネシア国外で実施される特許に関する政令は発布されていない。

(ii) 特許出願の補正に関する大統領令

特許出願の補正は、以下のとおり、特許法の規定により行うことができる。

- 出願は、明細書および／または主張を変更することにより補正することができるが、当該補正が原出願で申請された発明の範囲を拡大するものではないことを条件とする。（第 35 条）
- 出願が第 21 条にいう発明の単一性を構成しない複数の発明を含んでいる場合、出願人は、出願の分割を請求することができる。（第 36 条第 1 項）
- 出願は、本法の規定に従う限り、出願人によって特許から小特許に、またはその逆に変更できる。（第 37 条）

第 35 条、第 36 条および第 37 条に規定する出願補正に関する更なる規定は、大統領令で定めることとされている⁹。現時点までに大統領令は発布されていないが、実務で既に出願補正が実施されている。ただし、法の規定に従った適切な法的根拠があれば、関係者にとって法的な保障となりうる。

⁷ 特許法第17条第2項

⁸ 特許法第4章、第16条、第17条の説明

⁹ 特許法第38条

(iii) 特許ライセンス契約の登録に関する政令は、長期にわたって制定されていない

特許権者は、特許が付与された製品を製造、使用、販売、輸入、賃貸、配送、販売・賃貸・配送のための供給を行うためのライセンスを¹⁰、ライセンス契約に基づき他者に付与する権利を有する。また、製品を製造するために特許が付与された製造方法を使用するライセンス¹¹についても同様の権利を有する。ライセンス契約は、DGIP に登録され、公告されるものとする。ライセンス契約は DGIP において登録されない場合、第三者に対して法的効力を有さない¹²。ライセンス契約に関する更なる規定は、政令に定める¹³。これまでは、他者が特許権者のライセンス契約を侵害した場合、ライセンシーが、自己の権利を主張することが制限されてきた。なぜなら、ライセンス契約は第三者に対して効力を有さないため、ライセンシーは、自己の名前で第三者を訴えることができなかつたためである。

折よく、この問題は、2016 年 2 月 24 日に制定された、IP に関するライセンス契約の登録手順に関する 2016 年大臣規則第 8 号によって解決された。しかし、この大臣規則は発布されたばかりであるので、実際にどのように運用されるかについては、IP 関係者の関心事になっている。

(iv) 強制ライセンスに関する政令

特定の特許を付与する目的は、当該特許をインドネシアにおいて実施させることである。ただし、特許がインドネシアで登録されていても、インドネシアにおいて実施されない可能性がある。このことは、インドネシアにおいて特許の排他的権利を付与する目的に適合していない。したがって、特許法は、特許権者に対し、一定の当事者へライセンスを付与するように命じる強制ライセンス制度を設ける機会を規定する。

- 強制ライセンスとは、特許を実施するためのライセンスであって、申請に応じて DGIP の決定により与えられる。(第 74 条)
- 特許付与の日から起算して 36 か月を経過した後は、何人も、手数料を支払えば、DGIP に対して強制ライセンス申請を行える。(第 75 条第 1 項)
- 強制ライセンス申請は、特許権者により当該特許がインドネシアにおいて実施されていないという理由においてのみ行うことができる。(第 75 条第 2 項)
- 強制ライセンス申請は、特許が公共の利益を損なう形態または方法において特許権者またはそのライセンシーにより実施されているという理由に基づき、特許が付与された後、いつでも行うこともできる。(第 75 条第 3 項)
- DGIP は、強制ライセンスの付与を記録し、公告する。(第 80 条第 1 項)

¹⁰ 製品特許に関しては、特許法第16条第1項a

¹¹ プロセス特許に関しては、特許法第16条第1項b

¹² 特許法第72条第2項

¹³ 特許法第73条

- 強制ライセンスが、その付与に際して定められた期間の満了または取消しにより終了した場合、強制ライセンシーは取得した強制ライセンスを返還する。
(第 84 条第 1 項)
- 強制ライセンスに関する更なる規定は、政令で定める (第 87 条)。

上記で説明したとおり、強制ライセンスの実施手続きは政令で定めなければならないが、かかる政令は依然として発布されていないため、強制ライセンス制度は未だ導入されていない。その結果、ある会社が 3 年間連続して実施されていない特許を特許権者の同意を得ずに実施することを希望しているような場合、同制度が導入されていない状況は経済発展または技術的革新の進展を妨げることになる。

2.1.3 実施についてのガイドライン、標準作業手順 (SOP) またはガイダンスの完全性

(i) 特許侵害に対する賠償金額

特許法第 118 条が「特許権者または実施権者は、故意にかつ権利なく、第 16 条で規定する行為をなした何人に対しても、損害賠償請求訴訟を商事裁判所に提起する権利を有する」¹⁴と規定するとおり、特許権者が侵害者に対して損害賠償を求められるが、一方で、損害賠償金額を計算するにあたって関係者が参考として用いる基準は定められていない。そのため、損害賠償を求める訴えの大半が棄却される。

■ 事例：2010 年、南スラウェシ州マカッサル商事裁判所において、Faisal Chandu が Muh. Nurhati に対して提起した特許侵害訴訟 (2010 年 8 月 19 日付、番号 01/HAKI/Paten/2010/P.Niaga/PN.Mks)

事件の状況：原告 Faisal Chandu は、Muhammad Nurhati による脱穀機に関する特許の侵害について、損害賠償訴訟を提起した。原告は、マカッサル商事裁判所を通して、脱穀機 103 台から原告が得られたはずのロイヤルティに基づく 4 億 1200 万ルピアの損害賠償、および原告が所有する事業の開発が妨げられたことによる間接的損失に基づく賠償を請求し、請求金額は合計 3 兆ルピアに達した。それに対し、商事裁判所はかかる訴えを認めない判決を下した (番号 01/HAKI/Paten/2010/P.Niaga/PN.Mks)。その後、(原告) Faisal は、最高裁判所に商事裁判所の判決の破棄を求めて上訴したが、最高裁判所は上訴を棄却した (番号 322 K/Pdt.sus.2011)。

¹⁴ 製品特許の場合は、特許を付与された製品を製造、使用、販売、輸入、賃貸、配送、または販売・賃貸・配送のための供給をすること。方法特許の場合は、製品を製造するために特許を付与された製造方法を使用、またはその他の行為をすること。

(ii) 仮決定の保証金額の計算に関するガイドライン

第三者の特許侵害により特許権者が被る損失を防止するため、特許法第 125 条が仮決定について規定する。すなわち、特許侵害を受けた当事者の請求に基づき、商事裁判所は効力のある仮決定を、以下の目的で直ちに発することができる（第 125 条）。

- 特許および当該特許に関連する権利に対する侵害行為の継続を防ぎ、特に、特許および特許に関連する権利を侵害している疑いのある物が、輸入を含む商業流通経路に乗ることを防ぐため。
- 特許および当該特許に関連する権利の侵害に関する証拠の消滅を防ぎ、証拠を保全するため。
- 被害を受けた当事者に、その者が実際に特許権または当該特許に関連する権利を有する者であることの証拠およびその権利が実際に侵害されていることの証拠を求めるため。

最高裁判所は、仮処分決定に関する 2012 年最高裁判所規則第 5 号を発付した。これは、同規則第 2 条 d に言及されるように、仮処分決定の申請の要件および手続き、すなわち、仮処分決定の対象である製品の価値に等しい金額の保証金を現金で銀行に差し入れることに関連する規則である。なお、保証金の計算において考慮すべき項目に関する基準が定められていないことは、仮処分決定における未解決の問題である。

(iii) 特許審査官のためのガイドライン

特許審査官は、政府が出願人に対して特許を付与する過程において、重要かつ戦略的な役割を担う。最先端技術の発展に伴い、新発明の件数増加は、特許出願の新規性の有無の判断をより困難にしている。特許審査官の資質のほか、作業手順書は、特許分野の世界的な発展に沿って、審査結果に影響を与えられると思われる。インドネシアの特許審査官のための作業手順書は既に定められているが、世界中の課題に対処できるように常に更新していく必要がある。

■ Bagus Tanuwidjaya が所有する特許につき、PT ガルーダ・インドネシア社により取消しを求める訴えが提起された事件。

本件では、発明者である Bagus Tanuwidjaya が、“*Sistem dan Metode untuk Pembayaran Tiket Melalui Fasilitas Online Perbankan*” と呼ばれるオンライン銀行設備を通じたチケットの支払いシステムおよび手法の発明を、Bagus Tanuwidjaya の名前で登録（ID 0 012 899）し、その登録は 2004 年 9 月 27 日に実行された。一方、PT ガルーダ・インドネシア社はその登録前に既に同社がかかる支払いシステムを導入し、利用していたとして、2006 年 6 月 16 日、ジャカ

ルタ商事裁判所に対し、Bagus Tanuwidjaya の登録特許に対する異議の訴えを起こした。

ジャカルタ商事裁判所の判事は、2007 年 1 月 4 日、Bagus Tanuwidjaya の登録特許は、その登録日において新規性が認められない旨の判決を下した（番号 54/Paten/2006/PN.Niaga.Jkt.Pst）。この訴訟において、PT ガルーダ・インドネシア社は、同社がそのシステムを応用し、苦心して作り上げ、かつ一般市民に対して実行したことを説明した。Bagus Tanuwidjaya の登録特許は、事業活動を実行するための制御および手法であって、特許が認められる発明の範囲に含まれるものではなかった。この判決は最高裁判所の判決として確定し（番号 09/K/N/HaKI/2007）、Bagus Tanuwidjaya の登録特許は取り消された。

2.2 意匠

意匠法（2000 年法律第 31 号）において、第 2 条は以下のとおり規定する。

- 意匠権は、新規の意匠に対して与えられる。（第 2 条第 1 項）
- 意匠は、出願日前に公表されていた意匠と同一でない場合、新規であるとみなされる。（第 2 条第 2 項）

第 2 条第 2 項の「同一でない」という文言には、二つの解釈がある。一つは「全く同じではない」ことであり、もう一つは「概ね類似していない」ことである。実務上は、この「同一でない」という文言に二つの異なる解釈があり得ることに関し、商事裁判所においていくつかの事件が生じている。

意匠は、例えば既存のデザインのごく一部を変更して意匠登録をするなど、安易に悪用される傾向にある。全体的なデザインは依然として類似していても、デザインにわずかに変更を加えることで、誰でも DGIP にこれを登録することが可能になっている。このことは、出願人と審査官の間の認識の差異につながっている。

■PT Tirtamas Megah 社とネスレ社の間のボトルの意匠に関する事件

インドネシアの会社である PT Tirtamas Megah 社は、踊っている人々のデザインが下部の表面に施されたボトルの意匠出願を、2001 年 3 月 21 日に提出した。その出願公告は、2002 年 6 月 11 日から同年 9 月 11 日まで有効であったが、その期間中、ネスレ社は、DGIP に対し、当該出願意匠は 1998 年にネスレ社によって WIPO を通して既に公告されたもので新規性がないとして、異議を申し立てた。

この異議申立てに対して、DGIP は、PT Tirtamas Megah 社の出願意匠が新規性の要件を満たしているか否かについて実体審査を行い、最終的には、ネスレ社が WIPO を通

して 1998 年に提案した意匠と PT Tirtamas Megah 社の出願意匠を比較し、後者には十分な新規性が認められないとして、同社の意匠出願を拒絶した¹⁵。

意匠に関する誤解や意図的な悪用を防止するためには、意匠権を取得するための新規性の基準を明確に示す必要がある。そのことにより、関係者は意匠出願の妥当性について共通認識を構築することができ、意匠出願が審査官によって承認されるか否かが予測可能となる。

(i) 公告前の実体審査の不在

意匠法に定める意匠出願の手順は、特許またはブランドの出願に比べて、より具体的である。すなわち、審査官によって、事務手続き上の要件が満たされていることが確認された後¹⁶、現行法規、公共の秩序、宗教または道徳に違反していないことが確認される¹⁷。したがって、出願は、実体審査を受けることなく審査を通過してしまう。

審査官による実体審査は、他の当事者から書面による異議申立てがなされた場合にのみ行われ、公告期間中に異議申立てがなされなければ、意匠出願は承認されることになる。

意匠法には、以下の規定がある。

- 第 4 条および第 11 条が規定する事務手続き上の要件を満たす出願は、DGIP により、公衆が容易に閲覧できるように、専用の媒体を用いて、出願日から 3 月以内に公告される。(第 25 条)
- 何人も実体的事由を伴う異議を DGIP に対して書面で申し立てることができる。(第 26 条第 1 項)
- 異議は、公告開始日から 3 月以内に DGIP に申し立てなければならない。(第 26 条第 2 項)
- 第 2 項が規定する異議は、DGIP から出願人に通知される。(第 26 条第 3 項)
- 出願人は DGIP からの通知送付の日から 3 月以内に、異議に対して答弁することができる。(第 26 条第 4 項)
- 出願に対して第 26 条第 1 項が規定する異議の申立てがあったときは、審査官による実体審査¹⁸が実施される。(第 26 条第 5 項)¹⁹

¹⁵ Insan Budi Maulana 教授、『A-B-C Desain Industri Teori dan Praktek di Indonesia』、62 ページ、PT. Citra Aditya Bakti, 2010

¹⁶ 意匠法第 11 条

¹⁷ 意匠法第 4 条

¹⁸ 「実体審査」とは、出願の新規性の側面を確認するための、第 2 条および第 4 条に従った出願の新規性の審査を行うことである。これは、利用可能な参考資料を用いて実行することができる。実体審査は、訓練をされた専門家であり、かつこの業務を実行するよう命じられた「審査官」によって実施される。意匠の審査官は、IPR の分野における他の「審査官」と同様、その専門知識と職務範囲の特殊性に基づき専門職員としての地位を付与される。この地位は、審査官の意欲を引き上げるためのインセンティブとして付与される。

¹⁹ その結果として、第三者からの異議申立てまたは反対がなされない場合、実体審査は実施されない。

- DGIP は、異議および答弁を当該出願の登録または拒絶の審査における参考資料として使用する。(第 26 条第 6 項)
- 第 26 条第 2 項が規定する異議申立ての期限までに異議申立てがなされなかった場合、DGIP は意匠登録証を公告終了日から 30 日以内に発行する。(第 29 条第 1 項)

公告期間の前に実体審査が実施されないことにより、新規性を欠く出願にも意匠付与の機会が与えられることになる。適切に公告が行われたとしても、人々に意匠出願を監視するという認識が乏しいことや、公告が行われる施設へのアクセスには制限があることから、こうした問題が発生している²⁰。

このような状況は、第三者からの異議申立ての有無にかかわらず、法律により審査官による実体審査が実施される特許出願およびブランド出願の手続きとは異なる。

■長年にわたり使用されていた意匠が、社会の監視を通過してしまった事例にパイプの意匠がある。この意匠は、中央ジャカルタ商事裁判所において 2015 年 6 月 8 日に登録された (番号 36/Pdt.Sus/Desain Industri/2015/PN.Niaga.Jkt.Pst)。

送水管製品の販売店である複数事業者が、Syamsul S. Alam が所有するパイプの意匠の取消しを求める訴えを提起した。原告は、販売業者として 2008 年以来フレキシブル水栓のデザインのパイプを販売していた Mimin、Adi D. Kurniawan および Dani である。

当該意匠は、Syamsul S. Alam によって 2014 年 3 月 20 日に DGIP に登録された (番号 IDD0000039452)。意匠登録後、意匠所有者である Syamsul S. Alam は、意匠権を用いて、原告が製品を販売するのを禁じた。原告によると、「パイプライン」の名前で登録された Syamsul の意匠には新規性の要素がなく、既に公知のものであった。これは、意匠権は出願日において事前に公表された意匠と同一でない場合に新規性が認められると規定した意匠法第 2 条に違反していた。一方で、Syamsul S. Alam によって登録された意匠は、2014 年の DGIP による登録の前の 2008 年から既に商業的に販売されていた。

このような事態が発生するのは、公告期間において、一般の人々の公告に対する認識が欠けているために異議申立てが行われなかったからである。したがって、Syamsul は当該意匠の登録出願に対して意匠権が付与された。他方で、審査官は時折、公告期間中に第三者から異議申立てまたは反対がないにもかかわらず、意匠の出願に対して実体審査を行う場合もある。

²⁰ 現在では、意匠の出願の公告はインターネットを通してアクセスすることができる。以前は、公告は DGIP の事務所の公告用掲示板に張り出す方法で行われていた。

■ スチール社 MS 441 型チェーンソーの意匠の出願の事例

当該意匠の出願は、2007年2月9日に、ドイツの会社であるアンドレアス・スチール AG & Co.、KG 社によって提出された（番号 A00200700420）。出願は、事務手続段階を通過後、公告段階に入り、3 カ月間の公告期間中、異議申立てや反対意見は提起されなかった。そのため、意匠法第 29 条第 1 項に従い、当該意匠出願は承認され、意匠登録証の発行によって登録されるはずであった。

- 第 26 条第 2 項に規定するとおりに、異議申立期間が経過するまでに出願に対する異議申立てがなかった場合、DGIP は、意匠登録証を当該期間終了日から 30 日以内に発行および付与する。（第 29 条第 1 項）
- 意匠登録証は出願日から有効とする。（第 29 条第 2 項）

当該出願は、DGIP によって拒絶通知書が発行され、拒絶された。その理由は、当該意匠は DM チェーンソーが発行した「カタログ・オブ・ザ・チェーンソー・ピープル」における説明の記述に類似しており、新規性がないというものであった。この審査は、意匠法第 29 条第 1 項に反して、能動的に行われた性質のものである。しかし、出願人のコンサルタントから書面で異議申立てが提出された後、意匠審査官による審問が開かれ、最終的には、審査官は出願を承認し、2010年4月20日に意匠登録証が発行された²¹。

この事例によって示されるのは、意匠審査官の全てが、意匠法で規定された制度と異なるアプローチを取るわけではないということである。審査官は、出願に対して注意深く対応することが求められるだけでなく、出願の拒絶に際しては能動的でなければならない。出願の拒絶は、審査官に意匠出願を承認または拒絶することを確定させるために、出願人が書面または審査官に対して直接口頭で、答弁、異議申立て、否認を行う機会を付与できるよう、公告期間中または事務的手続期間中に行える。

(ii) 審判委員会の不在

IP のほかの分野である特許および商標には審判委員会と呼ばれる機関、すなわち、特許審判委員会と商標審判委員会が存在する。両者とも独立した特別機関であり、IPR 分野を管轄する省の中に設置される（特許法第 64 条、商標法第 33 条）。

審判委員会の機能は、実体的事由に関する理由により、拒絶（この段階は、DGIP の権限の範囲内）された特許出願に対して、審判請求に対応することである。審判については、特許法で以下のとおり規定される。

²¹ Insan Budi Maulana 教授、『A-B-C Desain Industri Teori dan Praktek di Indonesia』、51 ページ、PT. Citra Aditya Bakti、2010 年

- 審判請求は、実体的事項に関する理由および判断根拠による特許出願の拒絶に対して行うことができる。(第 60 条第 1 項)²²
- 審判請求は、特許審判委員会に対して、出願人または代理人により、DGIP に送付する副本を添えて書面により行われる。(第 60 条第 2 項)
- 特許審判委員会は、独立した特別機関であって、IPR 分野の省内に設置されている。(第 64 条第 1 項)
- 特許審判委員会は、委員を兼任する 1 名の委員長、委員を兼任する 1 名の副委員長、必要な分野の複数の専門家および上級審査官から構成される。(第 64 条第 2 項)

商標審判委員会は、商標法に以下のとおり規定されるように、特許審判委員会に似た役割を担っている。すなわち、実体的事項に関する理由で拒絶（この段階は DGIP の権限の範囲内）された商標出願があった場合、審判請求に対応する。

- 審判請求は、実体的事項に関する理由による出願の拒絶に対して行われる 23。(第 29 条第 1 項)
- 審判請求は、手数料の支払いを伴って、出願人または代理人により商標審判委員会に書面で提出されることにより行われ、その（書面の）写しが DGIP へ送付される。(第 29 条第 2 項)
- 商標審判委員会は、独立した特別機関であって、IPR を管轄する省内に設置されている。(第 33 条第 1 項)
- 商標審判委員会は、委員を兼任する 1 名の委員長、委員を兼任する 1 名の副委員長、必要な分野の複数の専門家および上級審査官から構成される。(第 33 条第 2 項)

したがって、意匠の出願が拒絶された出願人は、意匠法の以下の規定に基づいて、商事裁判所に対して審判の請求を申し立てなければならない。

- DGIP は提出された異議および答弁を当該出願の登録または拒絶の審査における参考資料として使用する。(第 26 条第 6 項)
- DGIP は、第 1 項が規定する異議を認めるか否かの決定を第 2 項に規定する公告期間の終了日から 6 月以内に下す義務を負う。(第 26 条第 7 項)
- 第 7 項が規定する DGIP の決定は、出願人または代理人に対して当該決定の日から 30 日以内に書面で通知される。(第 26 条第 8 項)
- 出願が拒絶された出願人は、第 26 条第 8 項が規定する通知の日から遅くとも 3 月以内に、商事裁判所に対して、本法に定める手続きにより訴訟を提起することができる。(第 28 条第 1 項)

²² 「実体的」の意味は、特許法第56条第1項または第3項に規定されるとおりである。

²³ 商標の分野における「実体的」の意味は、商標法第4条、第5条および第6条において説明されている。

商事裁判所への提訴は、審判委員会への審判請求に比べて一定の手続、時間、およびより多額な費用を要する。このことは、当然のことながら、正当性を求める当事者にとっては不利なことである。

審査官に出願を拒絶された出願人は、その異議申立てを、意匠局内の法務局法務部に対して、司法審査の形で提起することができるが、審判を独立して取り扱う審判委員会のような独立機関がある場合と比べると、この方法はあまり効果的ではない。

2.3 商標

商標法（2001年法律第15号）に従った商標に関する基本的規定は、以下のとおりである。

- 商標とは、図形、名称、語、文字、数字、色の構成、またはこれらの要素の組合せから成る標識であって、識別力を有し、かつ、商品またはサービスの取引に使用されるものをいう。（第1条1）
- 商標に対する権利とは、商標一般登録簿に登録されている商標の所有者に対して国が与える排他的権利をいう。（第3条）

全ての商標が登録可能なわけではない。これは特に、出願人に悪意や良からぬ意図がある場合や、出願人が不適格、不誠実な場合や、出願人に他人の著名度を模倣、利用または悪用するなどの悪意がある場合に該当する。かかる場合に登録を認めることは、不当競争につながり、かつ消費者にとって紛らわしい、誤解を生じさせる情報となりかねない。

商標に対する権利を得るための要件は、以下のとおりである。

- 現行の法規、道徳、宗教規範、倫理または公序良俗に反しない。
- 識別力を有する。
- 既に公共財産となっていない。
- 登録出願にかかる商品またはサービスの説明の一部ではない。
- 著名な人物の名称、写真または法人名ではなく、それらと類似もしていない（権利者から同意を得た場合を除く。）。
- 国家の名称、略称、旗、紋章もしくは象徴または国家の公的記章に類似していない（管轄当局の書面による同意を得た場合を除く。）。
- 著名な地理的表示と要部または全体において同一性を有しない（管轄当局の書面による同意を得た場合を除く。）。

商標規制手続の管理実務において、商標法は、その要件についての規則を整備するよう規定しているが、現時点までに、かかる規則は整備も施行もされていない。

(i) 商標に関するライセンス契約の記録についての大統領令

商標法第 43 条において、ライセンスについて以下のとおり規定する。

- (1) 登録商標の所有者は、使用権者が当該商標を商品またはサービスの一部または全部に対して使用すると契約により、他の者に対してライセンスを許諾する権利を有する。
- (2) ライセンス契約は、別途契約のない限り、インドネシア領土全体において、当該登録商標の保護期間を超えない期間有効である。
- (3) ライセンス契約の記録は、手数料の支払いにより、DGIP に対して請求するものとし、ライセンス契約の法的効果は、全ての関係当事者および第三者に対して及ぶ。
- (4) 第 3 項が規定するライセンス契約は、DGIP により商標一般登録簿に記録され、かつ、商標公報に公告される。

第 43 条第 3 項の規定に従い、ライセンス契約は、それが DGIP において登録され、商標公報において公告された場合に限り、第三者に対して効力を有する。

商標法において、ライセンス契約の記録手続についての更なる規定は、大統領令により詳細に定めると規定されている。このことは、同法第 49 条において以下のとおりに確認される。

ライセンス契約の記録を請求するための要件および手続に関する規定ならびに本法にいうライセンス契約に関する更なる規定は、大統領令により定めるものとする。(第 49 条)

この場合、ライセンス契約の記録手続に関する明確な規則が必要である。なぜなら、大統領令が制定されていないため、ライセンサーとライセンシーの間で締結される商標に関するライセンス契約は DGIP に登録することができず、商標公報で公告することもできないからである。その結果、ライセンス契約は第三者に対して拘束力を有さず、ライセンシーは商標を違法に使用した第三者に対して訴えを提起できない。

■Autoblacktrought の商標に関する訴訟 (PT Djarum 対 Reza Lie 間の Djarum Autoblacktrought の商標のライセンス契約に関する訴訟)

事件の状況 : PT Djarum は、番号 IDM 000293907、物品類 41 として登録されていた Djarum Black Autoblacktrought の商標を所有している。一方、Reza lie は、Adi Soebakti 所有の Autoblacktrought の商標 (2009 年 10 月 5 日付け登録、類 35・番号 IDM 000219729) に対する全面的なライセンスを原告が有していることを根拠として、PT Djarum に対する訴えを提起した。

本件は、Reza Lie を原告とし、たばこ会社である PT Djarum を被告とする。PT Djarum は、2011 年 2 月 16 日付で、Djarum Black Autoblackthrough の商標の登録を申請していた（類 41・番号 IDM 000293907）。

本件は、Lie Reza が Aghi Soebekti から Autoblackthrough のブランドに対する完全なライセンスを取得したときから開始された。Aghi Soebekti は、2009 年 10 月 5 日付けでこのブランドの登録を出願した最初の出願人である（類 35・番号 IDM 000219729）。Adhi Soebekti（商標所有者）と Reza Lie（ライセンシー）との間のライセンス契約は、2009 年 10 月 12 日に締結された。よって、Reza Lie は、自己がライセンスを取得した商標と類似する PT Djarum による Autoblackthrough という文言の使用は無効であると確信していた。

Reza Lie はライセンス契約の記録を DGIP へ提出していたが、その契約は商標一般登録簿に登録されておらず、商標公報で公告されていなかった。このような事態が生じた理由は、DGIP に標章のライセンス契約を記録および公告するための基準となる規則が存在しなかったためである。よって、Reza Lie が受けた商標のライセンスは、第三者に対する効力がなかったことになる。

商標法第 43 条第 3 項および第 4 項は、以下のとおり規定している。

「ライセンス契約の記録は、手数料の支払いにより、DGIP に対して請求するものとし、ライセンス契約の記録による法的効果は、全ての関係当事者および第三者に対して有効である。」（第 43 条第 3 項）

「第 3 項に規定するライセンス契約は、DGIP により商標一般登録簿に登録され、かつ、商標公報に公告される。」（第 43 条第 4 項）

Reza Lie と、Autoblackthrough の最初の登録者である Adhi Soebekti との間のライセンス契約は、DGIP に登録されていなかったため、2012 年 10 月 22 日付けの裁判所の判決により、Reza Lie は原告としての法的地位を有していないとみなされ、訴えは却下された。

ライセンスが商標一般登録簿に登録されておらず、商標公報に公告されていない場合、ライセンシーはその権利を取得することができない。

ライセンス契約の記録に関する大統領令の欠落を埋めるため、法務人権省は、2016 年 2 月 24 日、IPR のライセンス契約の登録の要件および手順に関する大臣令に署名した。この大臣令は施行されたばかりであるが、これによってライセンシーがその権利を行使する立場がこれまでよりも強化されることが望まれる。

(ii) 著名商標に関する政令

商標の出願によって権利を取得することの妨げとなる要素の一つは、労せずして利益を得ようとする者による著名商標の著名度の悪用である。商標法第6条第1項bにその規定が定められている。

同種の商品および／またはサービスに対して、他の者の所有する著名商標と要部または全体において同一性を有する場合（第6条第1項b）

「著名商標」の解釈については議論の余地があるが、関連する分野において当該商標が一般に広く知られているかどうかを考慮すべきであるといわれている。さらに、商標所有者による、活発かつ大規模な宣伝によって得られる著名商標の評判、および全世界中の複数の国における投資額にも注目すべきである²⁴。

同一でない商品またはサービスに対して、著名商標と要部または全体において同一性を有する場合についての規定は、政令により定めることになっている。しかし、現時点までに、著名な商標および分類に関する政令は定められていない。ただし、商標法第6条第2項には、次のとおり規定されている。

第1項bの規定は、さらに政令で規定する条件を満たす限り、同一でない商品またはサービスに対しても適用される。

それぞれの事例を判事の決定権に任せる方がよく、著名商標に関する政令を定める必要はない、という見解もあるが、事業者にとっては、ある商標が著名商標を侵害しているか否かを分析するための基準が依然として不明確である。

■Lexus（トヨタ自動車株式会社が所有）対 Lie Sugiarto が所有する Lexus に関する紛争

Lie Sugiarto という名のインドネシア人が、電気器具、スイッチ、変圧器などの類 09 に分類される商品を保護するために、Lexus という商標の登録申請を行い、DGIPはその登録を2012年3月3日付で認めた（番号IDM000354702）。

トヨタ自動車株式会社は、Lie Sugiarto 所有の Lexus が音的に同社所有の商標 Lexus に類似しているとして、この登録に異議を申し立てた。同社は、一般市民が Lie Sugiarto が所有する Lexus は、同社と何らかの関係を有し、同社に由来するものだと考えるのではないかと懸念した。同社は Lie Sugiarto が所有する Lexus の登録を取り消すよう、中央ジャカルタ商事裁判所に提訴した（番号89/Merek/2012/PN. Niaga.Jkt.Pst）。

²⁴ 商標法第6条第1項bの説明

トヨタ自動車株式会社は、Lexus の商標を全世界で登録し、インドネシアにおいては、Lexus を 17 以上の商標で登録している。類 09 に関しては、Lexus Toyota の商標は 2012 年 9 月 6 日付で登録されていた（番号 IDM000367360）。

本件を審議した中央ジャカルタ商事裁判所の判事団は、2013 年 3 月 26 日付の判決において、Lie Sugiarto が所有する Lexus の商標登録を取り消す内容のトヨタ自動車株式会社の申立てを認める決定をした。判事団は、**同社が所有する Lexus は著名商標であると認めた**。Lie Sugiarto が所有する Lexus は、同社の著名度を利用しようとする悪意に基づき登録された商標であると立証された。

■株式会社ヨシムラジャパン対 Sujadi Josandi が所有する YOSHIMURA に関する紛争

Sujadi Josandi という名のインドネシア人が、DGIP に YOSHIMURA の商標を登録した（番号 IDM000162796）。日系の株式会社ヨシムラジャパンは、2013 年 4 月に車両のスペアパーツについて商標 Yoshimura の登録を申請した（番号 D002013017472）が、商標局によって拒絶された。そこで、同社は、Sujadi Josandi が所有する YOSHIMURA の商標登録の取消しを求めて中央ジャカルタ商事裁判所に提訴した（番号 53/Pdt/Sus.Merek/2013 PN.Niaga. Jkt.Pst）。

審議の後、上記商事裁判所の判事団は、Sujadi Josandi が所有する YOSHIMURA の商標登録の取消し請求を認める判決を下した。その根拠は、株式会社ヨシムラジャパンが所有する YOSHIMURA という**著名商標**と「その要部において同一性がある」というものであった。判事は、その判決において、著名商標は、投資費用がかけられ、国境を越えた開発、ならびにマスメディアやテレビを通じた大規模かつ活発な宣伝がなされる場合、有効であると述べた。通常、判事は、著名商標に関連する事件においては判例に従う。

■スウェーデンのイケア・システム B.V.対 PT Ratania Khatulistiwa の間の紛争

イケア・システム B.V.は、IKEA の商標を、2010 年 10 月 27 日付で、12 の商品について登録した²⁵（類 20・番号 IDM000277901、類 21・番号 IDM000092006）。インドネシアのスラバヤの会社である PT. Ratania は、2013 年 12 月 20 日付で、IKEA ブランドを登録した（類 20・番号 D002013061337）。同様に、PT. Ratania は 2013 年 12 月 20 日付で類 21 に分類される商品を登録し（番号 D002013061336）、DGIP によって承認された。

²⁵

2011年に中央ジャカルタ商事裁判所に提起された、イケア・システムB.V.対PT Angsa Daya CSの間の商標に関する紛争（番号29/Merek/2011/PN/Niaga.Jkt.Pst Year 2011）では、最高裁判所の判決（2011年7月26日付け、番号29/Merek/2011/Pn.Niaga.Jkt.Pst）により、イケア・システムB.V.が所有するIKEAブランドは著名商標であると宣言された。

しかしながら、イケア・システム B.V.は、登録日から 3 年間以上にわたり、そのブランドを使用していないことが疑われた。

商標法第 61 条第 2 項 a において、次の規定がある。

DGIP の職権による標章登録の抹消は、その標章が、DGIP により認められる理由がある場合を除き、登録日または最終使用日から継続して 3 年以上、商品および／またはサービスの取引に使用されていない場合に行うことができる。

PT. Ratania は、イケア・システム B.V.によって登録された IKEA ブランドの登録抹消を求める訴えを、中央ジャカルタ商事裁判所に提起したところ、同裁判所は、2014 年 9 月 17 日、イケア・システム B.V.が登録した IKEA ブランドの登録を抹消する旨の判決を下し、PT .Ratania が勝訴した。

イケア・システム B.V.は、その判決の破棄を求めて最高裁判所に提訴したが、最高裁判所は、2015 年 5 月 12 日付け、判事 1 名の反対意見を退け、商事裁判所の判決を確定する内容の判決を下した（番号 264 K/Pdt.Sus-HKI/2015）。この事件では、イケア・システム B.V.の IKEA の商標は、2011 年の判決に基づけば著名商標ではあったものの、PT. Ratania によって申請された IKEA ブランドの登録を阻止するものではないとされた。IKEA の商標権の取得は PT. Ratania の方が（イケア・システム B.V.よりも）後であったものの、PT. Ratania は、最高裁判所にて IKEA の商標権を獲得し、イケア・システム B.V.に勝訴した。

著名商標についてのガイドラインを定める政令が存在しないために、著名商標の保護を確保できない状況である。

(iii) 出願から商標権付与までの手続きの時間管理に関するガイドライン

出願から商標権付与までに要する時間は、商標法に規定する期間を超過することが多い。こうしたことから、事業者がその事業活動において使用する商標に関し、法的確実性を確保できないことになり、事業者にとって負担となっている。

商標登録の手続きに必要な時間に関して、商標法は、以下のとおり規定している。

- 方式要件の全てが具備されている場合²⁶、出願日に出願したものと認められる。（第 15 条）
- 第 15 条が規定する出願日から遅くとも 30 日以内に、DGIP は、出願に対する実体審査を行う。（第 18 条第 1 項）
- 第 1 項が規定する実体審査は、9 か月以内に終了する。（第 18 条第 3 項）

²⁶ 商標法第8条から第12条までに規定されるとおり。

- 実体審査の期間中に異議申立てがなかった場合、次の段階として、公告が行われる。公告は、3か月間継続して次のように行われる。(第22条第1項)
 - DGIPにより定期的に発行される商標公報に掲載される。および／または
 - 公衆が容易に縦覧することができ、DGIPにより提供される専用の媒体に掲載される。
- 公告期間中に登録商標に対する第三者からの異議申立てまたは反対がなかった場合、DGIPは、公告期間の終了後30日以内に、商標登録証を交付し、出願人または代理人に付与する。(第27条第1項)

これらの規定からすると、出願日から商標登録証の発行までの一連の登録出願手続きには約14か月を要することが予定されているが、実際には、出願日から商標登録証付与までの全ての段階を終了させるために5年間を要する場合がある。この問題には、出願人と審査官間のコミュニケーション不足、あるいは審査中に追加で提出される文書などの、いくつかの要素が影響する。最近では、ITを用いた文書管理が導入され、ある程度の進展が見られているが、出願日から商標登録証付与までの手続きにおけるテクノロジーの利用は、実際のところ芳しい成果を上げておらず、依然としてインドネシアにおけるIPR関係者の問題となっている。

■ELEKTRIM MOTOR ENGINEERINGの事例

出願人は、ELEKTRIM MOTOR ENGINEERINGというブランドの登録をDGIPに登録出願し、2007年10月4日付で登録された(番号D002007033605)。この商標は、商標公報Seri-A Hearingで公告され(番号55A/X/A/2015)、その公告は2015年10月29日にDGIPのウェブサイトにおいて公表されたが、出願日から8年経過しても、出願人は未だ商標登録証を付与されていない²⁷。

■LARISSTブランドに関する事例

出願人は、女性の生理用品、防虫剤、カヤプト油について、LARISST²⁸という商標を登録出願し、2009年8月6日付けで登録された(番号D002009026153)。この商標は、商標公報Seri-A Hearingで公告され(番号55A/X/A/2015)が、その公告は2015年10月29日付でDGIPのウェブサイト上で公表された。つまり、出願手続きは約6年前に既に処理されていたものの、出願人は商標登録証を未だ取得しておらず、出願は未だ公告期間中という扱いであったことになる。

登録手続きに長期間を要する理由は他にも、審査官からの質問への回答が遅いなど、出願人自身が原因であることもある。しかし、制度上では、出願人は、DGIPに導入されたIPAS(工業所有権管理システム)により審査を受ける機会が与えられる。こ

²⁷ 出典 : http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/brm_2015/55a.pdf

²⁸ 出典 : http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/brm_2015/55a.pdf

こ数年の間に、商標の登録手続きは、規定された期間を超えないことが期待されるようになった。さらに、IPAS など、利害関係人に容易に適用される実用的なガイドラインが利用可能になったことで、DGIP の業務の質が改善されると思われる。

(iv) 利害関係人間で共有できる商標の評価基準の必要性

商標法は、商標の登録が認められない要素として、いくつかの基準を定めている。
(第 5 条)

- 現行法規、宗教規範または公序良俗に反するもの (第 5 条 a)
- 識別力を有さないもの (第 5 条 b)
- 既に公共財産となっているもの (第 5 条 c)
- 登録を出願している商品若しくはサービスの説明または関連事項であるもの (第 5 条 d)

登録される商標が上記の要素のいずれかを含んでいるか否かについては、審査官が主観的な判断を行う可能性がある。IPAS は、商標が全体的にまたは要部において他の商標との類似性を有しているか否かを評価するプロセスにおいて、自動化システムまたはコンピューター化された判断機能を備えている。しかしながら、商標の出願に対する判断は、意匠、音声、またはある商標と別の商標の関連性といった観点から、非典型的に行われる必要があるため、IPAS は依然として機能していない。

以下の商標は、一見したところ、「記述的商標」に該当し、商標法第 5 条 d の規定に違反しているとみなされるが、これらの商標の登録出願は全て、DGIP によって承認され、商標登録証が付与された。

■GULAKU MURNI + ロゴ (インドネシア語 : 「私の砂糖」 + ロゴ)

この商標は、PT Garuda Pancaarta により 2008 年 7 月 25 日付けで DGIP に登録出願された (類 30・番号 D002008027138)。これには、トッピング用の Gula gula (インドネシア語で砂糖菓子の意味)、食品用シュガー・ドロップ、ベーキング・パウダー、チョコレート、Gula (インドネシア語で砂糖の意味)、ケーキ、シュガー・キャンディー等が含まれる。実際、Gulaku というインドネシア語の単語は「私の砂糖」を意味し、この商品を説明する文言とみなされうる。

■GULAKU BONBONKU (インドネシア語 : 「私の砂糖、私のボンボン」)

この商標は、PT Garuda Pancaarta により 2007 年 1 月 3 日付けで類 30 に分類される商品として登録出願された (番号 D002007000104)。この分類には、コーヒー、茶、カカオ、砂糖、米、タピオカ、サゴ、キャラメル、シュガー・キャンディー、クリームを含んだ砂糖、食品用砂糖などが含まれる。

■GULAKU PERMENKU（インドネシア語：「私の砂糖、私のキャンディー」）

この商標は、PT Garuda Pancaartaにより2007年1月3日付けで類32に分類される商品として登録出願された（番号D002007000112）。この分類には、ジュース、豆乳、シロップ、シャーベットなどが含まれる。

■QURMA Q`TA（この語の発音は、インドネシア語のKurma Kita（私たちのナツメヤシ）のように聞こえる）

この登録は、Erwin Susantoにより2010年12月17日付けで類29に分類される商品として登録出願された（番号D002010045799）。この分類には、ナツメヤシの実、レーズン、ナツメヤシの実のジャムなどが含まれる。

一方で、以下の商標の登録出願は、記述的商標（販売される商品の説明である）にあたり第5条dの規定に違反しているとの理由で拒絶された。

■FIBERWATER

この商標は、PT Indofood Asahi Sukses Beverageにより2013年2月18日付けで類32として登録出願された（番号D002013007199）。この分類には、シロップ、フルーツ・ジュースおよびミネラル・ウォーターを含む。この出願商標は、登録出願している商品（水）またはサービスの説明を含んでいる、またはそれに関連もしくは言及しているとの理由で拒絶された。

■COKLATKU（インドネシア語：「私のチョコレート」）

この商標は、Luddy Hermawan Lukmanにより2006年4月4日付けで類30に分類される商品として登録出願された（番号D0020056010438）。この分類には、カカオ、チョコレート、パウダー・チョコレートなどが含まれる。この出願商標は、それが記述的商標であるとの理由で拒絶された。

■SUPERCREAM

この商標は、PT UNIMOSにより2012年2月2日付けで類30に分類される商品として登録出願された（番号D00201200473）。この分類には、パン、ビスケット、クッキー、チップス（オート麦）、せんべいが含まれる。この出願商標の「SUPERCREAM」という文言は、ビスケット、クッキーに入っている内容物が、すばらしい味またはすばらしい品質であることを説明したもの、すなわち出願を登録する商品およびサービスの関連事項であるとの理由で拒絶された。

上記の商標登録の審査に関する結論の差は、商標の評価において一貫性を欠いているとして、インドネシアの IP コンサルタントたちの中で論争となっている²⁹。例えば、商標の審査官が商標登録の評価基準をどのように適用しているのかは、依然として不明である。これは、IP コンサルタントと DGIP の審査官の間にある認識の差によるものであり、その差は、商標登録の管理における両者の役割の違いに起因していると考えられる。公開されたガイドラインがあれば、全関係者、すなわち審査官、出願人、IP コンサルタントが商標を評価する上での参考としてこれを適用でき、全関係者が同じ認識を持つことができ、全関係者は、より効率的、迅速かつ有益に商標登録を行うことができる。

2.4 地理的表示

インドネシアの地理的表示を付した各種商品を保護するための法律の整備は、世界的な課題（国際的な取引）に対応するために望まれている。そのような保護は、外国におけるインドネシア原産商品に法的な確実性を提供する十分な規制を提供することによって実現できる。

インドネシアにおいて、地理的表示については、商標法第 56 条第 1 項で規定されている。

地理的表示であって、地理的環境の要因（自然的要因、人的要因またはこれらの組合せにより構成される。）のために、生産された商品に特定の特徴および品質を与えるものは、商品原産地を示す標識として保護される。

国際的には、TRIPs 協定も、全加盟国に適用される法的保護の形で、地理的表示の保護について規定している。その目標は、同意を得ることなく地理的表示の名称が使用されることを防止することである。同協定第 22 条第 2 項 b)において、以下のように規定されている。

(2) 加盟国は、関係当事者による以下の行為を禁じるための法令を整備するよう要求される。

a) 商品の説明またはシンボル標示において、当該商品が真正の原産地以外の地理的領域を原産地とするものであることを表示しまたは示唆して当該商品の地理的産地について公衆を誤認させる手段の使用

b) パリ条約（1967 年）第 10 条に規定する不正競争行為を構成する地理的表示の使用

インドネシアは、1994 年大統領令第 7 号を通じた TRIPs 協定の批准や、1883 年工業所有権の保護に関するパリ条約（1883 年パリ条約）の批准など、いくつかの国際条約を批准して

²⁹ 参考として添付書類 1 を参照。

きたが、今日までに、インドネシアの商品の地理的表示の保護に関連するいくつかの事件が発生した。地理的表示の侵害に関する以下の二つの事件は、今後の教訓として参考となる。

■Toraja Coffee (Kopi Toraja) 事件

キーコーヒー株式会社がコーヒー製品 Toraja の商標の登録を開始した際に、「Toarco Toraja」の商標の所有者が、日本で人気が出始めていたその商標の保護を求めた。類似の商標を用いる競合他社からの脅威がその保護の理由であり、1974年に保護申請を行い、登録は1976年に承認された。

関連する商標を保護するとともに、特定の商品の品質または特徴を識別する標識として、地理的名称を保護するという規範が存在した。地理的表示を用いた商品の経済的価値は、特に、WTOの枠組みにおける国際的な貿易条例、とりわけTRIPs協定第22条ないし第24条で地理的表示の保護規定が明確に採択された後は、貿易世界における重要問題となった。このような展開に伴い、日本の複数のコーヒー製造会社にとり、キーコーヒー株式会社が所有する商標上の「Toraja」という文言の同社コーヒー製品による独占使用を中止させる請求を行う機会が生じることになった。その理由は、関連するコーヒーの原産地地名の使用は、公共財産であるとみなされたからである。

Toraja という文言の商標としての不正使用に関する紛争が、1997年、浦和地方裁判所において提起された。この訴訟は和解で終了したが、キーコーヒー株式会社は、日本で Toraja の名称を使用するライセンスを付与された当事者であると判断された³⁰。

■Gayo Coffee (Kopi Gayo) の事件

Gayo Coffee (Kopi Gayo) の事件では、オランダの貿易会社である Holland Coffee B.V がその商標を所有している旨申し立てた。Kopi Gayo とは、インドネシアのスマトラ島ナングロ・アチェ・ダルサラーム州産のコーヒーである。同社は、同社がそのコーヒーの商標の所有者であり、その商標は、「Gayo Mountain Coffee CTM」という名称で、番号 001242965 にて国際的に登録済みであると主張した。

インドネシアの輸出会社である Cv Arvis Sanada 社は、2008年、Holland Coffee 社から Gayo 商標について提訴され、同社は、Cv Arvis Sanada 社が Holland Coffee 社のコーヒー製品の商標を模倣したと主張し、Cv Arvis Sanada 社がその商標である Arabica Sumatera Gayo 上で「Gayo」という文言を使用することを公然と禁じた。それに対し、Cv Arvis Sanada 社は、コーヒー製品の原産地証明書を申請し、2010年5月、同社は、国際フェア・トレード機構 (IFTO) から地理的表示証明書を取得し、その認定において、同社はガヨを原産地とする同社のコーヒー製品名に、「Gayo」という文言を用いる権利を有すると認められた³¹。

³⁰ <http://www.hukumonline.com/klinik/detail/lt4fd1bd073c3a6/perlindungan-indikasi-geografis-aset-nasional-dari-pendaftaran-oleh-negara-lain>

³¹ Saky Septiono, 「Perlindungan Indikasi Geografis dan Potensi Indikasi Geografis Indonesia」、Subdit Indikasi Geografis, Indonesian DGIP

これらの事例から分かるように、インドネシアにおいては地理的表示の保護を目的とした商品登録が行われておらず、上記の各国において法的保護が得られなかったために、このような事態が発生した。将来、同様の事態が発生しないようにするために、各地の生産物は、地理的表示の法的保護を受けられるようにするために、登録されることを要する。地理的表示は、商品の原産地名を法的に保護する一つの形式である。法的保護の骨子は、権利を有していない者が、地理的表示を使用することによって商品の原産地について消費者を欺くことになる場合には、これを使用してはならないというものである。この状況は、一種の不正競争に分類される。

2.5 著作権

著作権法（2014年法律第28号）によると、「著作権」とは、発明が有形の形で具現化された後に申告がなされることにより自動的に生じる、成文法で規定された制限に反しない限りで認められる創作者の排他的権利である³²。しかし、（著作権の）実施においては、法律と規則の間で異なる解釈があることに起因して、事業者間に紛争が発生する場合がある。

著作権法や独占的行為および不公正な事業競争の禁止に関する法律などにおける、IPRの排他的権利に対する認識は、曖昧になる傾向がある。IPRに関する規則における原則は、権利者に対して経済的利益をもたらす排他的権利を付与することである。したがって、IPRの所有者・保有者は、他者がそのIPRを使用することを禁じるか、それを使用するためのライセンスを付与することができる³³。

独占的行為および不公正な事業競争の禁止に関する法律は次のことを目的とする³⁴。

- 公共の利益を守ること、および国民の福祉を向上させる取り組みの一つとして国の経済効率を高めること
- 事業者による独占的行為または不公正な事業競争を防止すること

この法律では、（私的な）団体の利益よりも公共の利益の保護を優先している。第50条bには、ライセンス、特許、商標、著作権、工業意匠を伴う製品、電子集積回路、営業秘密などのIPRに関連する契約ならびにフランチャイズ契約の適用除外について説明されている。

■ イングランド・プレミアリーグの放送権に関する事件

事件の内容：インドネシアのケーブル・テレビ会社3社（Indovision/PT MNC Sky Vision、Telkomvision、IM2）が、Astro All Asia Network Plc（Astro）、All Asia

³² 著作権法第1条第1項

³³ 著作権法第8条、第9条

³⁴ 独占的行為および不公正な事業競争の禁止に関する法律第3条

Multimedia Network (AAMN) および ESPN Star Sport (ESS) を、ライセンス契約に関連して、事業競争監視委員会 (KPPU) に提訴した (番号 03/KPPU-L/2008)。提訴内容は、被告 3 社が 2008 年のインドネシアにおけるイングランド・プレミアリーグの放送権において独占的行為をしたというものである。

KPPU は、それらの原告 3 社の報告を詳しく調べ、事件を審査する審議会を設立した。その審査では、被告の証言の後、原告および鑑定人の証言も行われた。被告は、その抗弁において、本件はイングランド・プレミアリーグの放送権の契約に関連するものであり、不公正な事業競争に関わるものではないと主張した。放送権に関連して、本件が IPR、とりわけ著作権に関わるものであることは明らかであった。

そして、KPPU は、2008 年 8 月 29 日、Astro が独占的行為については無罪であると判断した。原告は最高裁判所に決定の破棄を求める訴えを提起したが、最高裁判所は KPPU の決定を支持した (2012 年 6 月 28 日付、番号 808 K/Pdt.sus/2011)。

他の法律と同様に、著作権法は、同法の規定を実施するために実施規則が必要であると規定しているが、残念ながら、同法が必要としている全ての実施規則が導入されているわけではない。導入されている実施規則は、以下のとおりである。

(i) 関係部門の発明者のためのロイヤルティに関する政令

国家機構・機関の関係部門に所属する職員に関連して、創作物が商品化される場合、創作者は著作権法 35 条に規定されているとおりロイヤルティを受け取る。

- 別段の合意がない限り、関係部門に所属する創作者により創作された作品の著作権者は、その国家機関とみなされる。(第 35 条第 1 項)
- 第 1 項が規定する出願が商業的に利用される場合、創作者および／または関連する権利の保有者は、ロイヤルティという形で報酬を得る。(第 35 条第 2 項)
- 第 2 項が規定する商業的な利用に対するロイヤルティ付与に関する更なる規定は、政令で定める。(第 35 条第 3 項)

関係部門におけるロイヤルティの金額は、政令で定める。

(ii) 伝統的文化表現に対して国家が保有する著作権に関する政令

伝統的文化表現の保護については、著作権法第 38 条に規定されている。

- 伝統的文化表現に対する著作権は、国家が保有する。(第 38 条第 1 項)
- 第 1 項が規定する伝統的文化表現に対して国家が保有する権利についての更なる規定は、政令で定める。(第 38 条第 4 項)

伝統的文化表現（インドネシア語：Ekspresi Budaya Tradisional – EBT）の保護の問題は、2007年にマレーシアによるレオグ・ポノロゴとペンデットという舞踊に関する紛争がメディアに大々的に報道されたことで過熱した。法の規定を実施する取組みにおいて、国は、伝統的文化表現を列挙し、維持し、保全するほか、伝統的文化表現の使用を維持し、社会において（伝統的文化表現が）生きている価値に注目する義務を負っている。この事例に関しては、著作権法が、規定の実施規則として政令を定めるよう義務付けている。

(iii) 障害者による創作物使用に関する政令

マラケシュ条約は、加盟国に対し、障害者のために、創作物の権利保有者の許可を求めることなく、利用しやすいフォーマットで創作物を複製、配布および提供することを可能とする国内法の規定を定めるように要求している。これにより、障害者のための団体が、国境を越えて、利用しやすいフォーマットにより創作物を交換することが可能となり、各国で創作される創作物が利用しやすいフォーマットでより入手しやすくなり、相互の創作物を交換可能となる。マラケシュ条約はまた、著述家や出版社に対し、この制度によってその（著述家や出版社の）出版物が、この制度の対象である消費者以外の者に悪用または配布されることがないことを保障するものである。

障害者のための創作物へのアクセス権の付与については、著作権法第 44 条が以下のとおり規定する。

- 盲人、視覚障害者および読字障害者ならびに／または点字本、オーディオ・ブックもしくはその他の手段の利用者に対する、著作物のアクセス促進は、商業的な性質の場合を除いて、出典が完全に言及または記載されているときは、著作権の侵害とみなされない。（第 44 条第 2 項）
- 第 2 項が規定する盲人、視覚障害者および読字障害者ならびに／または点字本、オーディオ・ブックもしくはその他の手段の利用者に対する著作物のアクセス促進に関する更なる規定は、政令で定める。（第 44 条第 4 項）

障害者のためのアクセス促進に関する規定は、今後、政令で定める。

(iv) 情報テクノロジーおよび／またはハイテクに基づいたデータの作成および／または保管手段を用いた、著作物または著作隣接権対象作品に関する政令

著作権法第 53 条において、以下のとおり規定されている。

- 情報テクノロジーおよび／またはハイテクに基づくデータの作成および／または保管手段を用いた、著作物または著作隣接権対象作品は、関係当局が定めるライセンスおよび生産に関する規則の要件を遵守する。（第 53 条第 1 項）

- 第 1 項が規定する情報テクノロジーおよび／またはハイテクに基づくデータの作成および／または保管手段に関する更なる規定は、政令で定める。(第 53 条第 2 項)

(v) 著作物または著作隣接権対象作品の登録に関する政令

創作物は、創造的思考、能力、考察、想像力、器用さ、技能または専門能力に基づいて創作的に有形の形式で表現された、著作権を伴う作品であり、科学、芸術および文学の範囲に属するものをいう³⁵。著作隣接権とは、著作権に関連する権利であって、実演者、レコードのプロデューサーまたは放送機関の排他的な権利である³⁶。

創作物および著作隣接権対象作品の登録は、創作者、著作権保有者または著作隣接権保有者の必須の義務ではない。特定の創作物の保護は、登録の有無を問わず、その作品が存在し、または実現された時点から開始される。つまり、有効な創作物は、登録の有無にかかわらず保護しなければならないということである。

創作物および著作隣接権対象作品を登録する手順は、著作権法第 73 条（*創作物および著作隣接権対象作品の登録手順に関する更なる規定は政令で定める*）に規定しており、政令で定める。

(vi) 創作物および著作隣接権対象作品の登録の法的強制力の廃止に関する政令

創作物および著作隣接権対象作品の登録の法的強制力は、以下の理由で廃止される。

- 創作者、著作権保有者または著作隣接権保有者としてその氏名・名称が登録されている人または法人からの要求（第 74 条第 1 項 a）
- 第 58 条、第 59 条、第 60 条第 2 項および第 3 項、第 61 条が規定する期間の経過（第 74 条第 1 項 b）
- 創作物または著作隣接権対象作品の登録取消しに対して永久的な法的強制力のある裁判所決定（第 74 条第 1 項 c）
- 宗教的規範、倫理的規範、公序良俗、国家の防衛および安全の侵害、または大臣によって廃止が実行されることを定めた法律（第 74 条第 1 項 d）
- 第 74 条が規定する創作物および著作隣接権対象作品の登録の法的強制力の廃止に関する更なる規定は、政令で定める。(第 75 条)

³⁵ 著作権法第1条第3項

³⁶ 著作権法第1条第5項

(vii) 創作物および著作隣接権対象作品の登録における権利の移転に関する政令

著作権法において、以下のとおり規定されている。

- 第 69 条第 1 項が規定する創作物および著作隣接権対象作品の登録における権利の移転は、その創作物（および作品）について登録された著作権の全体が譲受人に移転された場合に、実行することができる。（第 76 条第 1 項）
- 第 76 条が規定する創作物および著作隣接権対象作品の記録に対する権利の移転に関する更なる規定は、政令で定める。（第 77 条）

(viii) 氏名・名称および／または住所の変更に関する政令

著作権法が、以下のとおり規定する。

- 創作物の公的記録において創作者、著作権保有者または著作隣接権対象作品の保有者としてその氏名・名称が登録されている人または法人の氏名・名称および／または住所の変更は、変更後の氏名・名称および住所を有する創作者、著作権保有者または著作隣接権対象作品の保有者が大臣に対し要請を書面で提出することによりなされ。（第 78 条第 1 項）
- 第 78 条が規定する氏名・名称および／または住所の変更に関する更なる規定は、政令に定める。（第 79 条）

(ix) ライセンス契約の登録手順に関する政令（長期にわたり未制定の規則）

創作物および著作隣接権対象作品のライセンス契約の登録について、著作権法は以下のとおり規定する。

- ライセンス契約が第 1 項が規定する公的登録簿に記録されていない場合、同契約は、第三者に対していかなる法的効力も有しない。（第 83 条第 3 項）
- 第 1 項が規定するライセンス契約の登録手順に関する更なる規定は、政令で定める。（第 83 条第 4 項）

上記の規定に定めるとおり、著作権法第 83 条第 3 項に従い、ライセンス契約が登録されていない場合、そのライセンシーは、権利所有者のライセンスを侵害したとみなされる他者に対して訴訟を提起するための法的立場を得られない。直接的な権利所有者のみが、創作物および著作隣接権対象作品に対する権利を保護することができる。

2016年2月24日、法務人権大臣は、IPRのライセンス契約の登録の要件および手順に関する大臣規則を定めた。ただし、同規則は定められたばかりであるため、効果的に機能するか否かについては今後の観察が必要である。

(x) 創作物の強制ライセンスに関する政令

強制ライセンスとは、教育、科学、研究および開発活動を目的として、大臣令に基づき、科学および文学の分野において、創作物の翻訳および／または未承認の複製を実行できるライセンスである³⁷。

その実施について、著作権法は以下のとおり規定する。

- 何人も、第 84 条が規定するとおり、教育、科学、研究および開発活動を目的としている場合、科学および文学の分野において、創作物に対する強制ライセンスを大臣に申請することができる。(第 85 条)
- 強制ライセンスに関する更なる規定は、政令で定める。(第 86 条第 6 項)

創作物に対する強制ライセンスに関する政令の活用により、法的な確実性を提供され、科学および文学の発展が進むことが期待される。

(xi) 法務人権大臣によって承認されるロイヤルティの金額の決定に関するガイドライン

集中管理機関（CMO）は、非営利団体の形を取る機関であって、創作者、著作権保有者および／または著作隣接権所有者によって、それらの者の経済的権利をロイヤルティの回収および分配によって管理する権限を付与されている³⁸。

- 全ての創作者、著作権保有者および著作隣接権所有者は、経済的権利を得るためには、商業的な公共サービスの形で著作権および著作隣接権を行使する利用者から妥当な報酬を得られるよう集中管理機関に加入する。(第 87 条第 1 項)
- 第 1 項が規定する著作権および著作隣接権の権利を利用する利用者は、一定の金額のロイヤルティを、集中管理機関を通して創作者、著作権保有者および著作隣接権所有者に支払う。(第 87 条第 2 項)
- 第 87 条第 1 項が規定する集中管理機関は、大臣に対して、運営許可の申請を提出する必要がある。(第 88 条第 1 項)
- 第 88 条第 1 項が規定する大臣からの運営許可を得ていない集中管理機関は、ロイヤルティの受領、回収および分配を行うことを禁じられる。(第 88 条第 3 項)

³⁷ 著作権法第84条

³⁸ 著作権法第1条第22項

- 第 88 条第 2 項にいう回収を実行するためには、各集中管理機関は協力し、正義に基づき、(創作物等の) 実際の普及・利用状況を踏まえ、上記各集中管理機関が権利を有するロイヤルティの金額を決定する。(第 89 条第 3 項)
- ロイヤルティの金額決定に関するガイドラインに関する規定は、第 87 条第 1 項にいう集中管理機関によって策定され、大臣により承認される。(第 89 条第 4 項)

著作権法第 89 条第 4 項のとおり、集中管理機関によって定められ、大臣により承認されるロイヤルティの金額に関する決定(規定)は、関係者にとって指針の不在を回避するために重要かつ直ちに策定する必要があるものである。

2.5.1 集中管理機関 (CMO)

著作権法における重要事項の一つは、創作者、著作権保有者および著作隣接権所有者の経済的権利を管理するための、集中管理機関に関する規定である。

集中管理機関は著作権や著作隣接権の利用者からロイヤルティを回収し、それを創作者や著作隣接権所有者に分配するにあたって戦略的役割を担っているため、同機関の規則は重要である。それが適切に統制されなければ、集中管理機関と創作物または著作隣接権対象作品の利用者との間や、創作者および著作隣接権所有者との間で紛争につながる可能性がある。

■集中管理機関とカラオケ・ハウスの間の紛争³⁹

Yayasan Karya Cipta Indonesia (YKCI) は、1990 年に設立された、法務人権省によって認定された集中管理機関 (CMO) の一つであるが、パリの著作権協会国際連合 (CISAC) に加入している 200 万人の西洋の作曲家が制作した楽曲中 1000 万曲もの西洋の楽曲を管理する権利を取得したと主張した。YKCI はまた、2,636 人のインドネシアの作曲家の 13 万曲もの楽曲の著作権保有者であると主張し、カラオケ・ハウス運営会社である PT Vizta Pratama Inul Vista Karaoke Manado を、同社において YKCI が著作権を所有する曲に対する適切な額のロイヤルティを支払うことを拒絶したことを理由として提訴した。商事裁判所の評決において、YKCI は判事団によってその主張を認められた (番号 01/HKI/Cipta/2012/Pn.Niaga.Mks (マカッサル))。

PT Vizta Pratama Inul Vista Karaoke Manado は、上記評決の破棄を求める訴えを最高裁判所に提起した。その審理において、判事団は、作曲家およびミュージシャンのために、実演に関連する活動からロイヤルティを回収する目的で機能する代理人としての YKCI の地位は、財団法人に関する著作権法に違反すると述べた。YKCI は、社会、

³⁹ <http://www.hukumonline.com/berita/baca/lt514ffde995646/ykci-versus-inul-vizta-di-pengadilan-niaga>

宗教および人道の分野で運営を行う非営利団体であって、その活動分野は、教育、病院、研究所、宗教性、比較研究、科学、災害、ホームレス、貧困、消費者保護などである。したがって、YKCI（設立形式は有限責任会社ではない）によるロイヤルティ回収の活動は、法律上の財団法人の目的に反するものである。ゆえに、YKCI はいかなる法的権利も有しないとされた。事実を検討した上で、最高裁判所は YKCI の申立てを棄却する判決を下した（No 392 K/Pdt/sus/HAKI/2013）⁴⁰。

著作権法は、どの団体がロイヤルティを回収する権利を有するべきかという混乱を解消することが期待されている。

著作権法第 87 条から第 93 条は、国家集中管理機関（インドネシア語：Lembaga Manajemen Kolektive Nasional – LMKN）の設立について定めている。LMKN は、創作者および著作隣接権所有者の利益を代表して楽曲および／または音楽の著作権に対するロイヤルティを管理する役割を果たす。この義務を負う LMKN は、商業的な利用者からロイヤルティを受領、回収および分配する権限を有する（著作権法第 89 条）。

そのため、法務人権省は、2015 年 1 月 20 日、「運営許可の申請手順および公告ならびに集中管理機関の評価に関する法務人権大臣規則（2014 年第 29 号）」および「創作者および著作隣接権のための各国家集中管理機関の委員候補者についての選定委員会の設立に関する大臣令（2014 年 M.HI-01.01）」において、LMKN のメンバー 10 名を任命した。その 10 名は、創作者の LMKN コミッショナー 5 名および著作隣接権の LMKN コミッショナー 5 名で構成される。LMKN は、創作者、著作権保有者および著作隣接権所有者のために、ロイヤルティの分配および金額設定を管理することを期待される。

しかしながら、説明が必要とされるのは、ロイヤルティの金額についての規定である。LMKN（ロイヤルティ金額を設定する当事者）と、楽曲の商業的利用者（ロイヤルティの支払義務を負う当事者）との間、またはその他の関連当事者との間で、ロイヤルティの金額の計算における紛争が発生する傾向を減らすためには、明確性が重要である。

同様に、以下のようなその他いくつかの不明確な要素を解決する必要がある。

- 「商業的利用者」に分類されるのは誰か。（第 89 条第 2 項）

商業的利用者とは、（カセットテープまたはコンパクト・ディスク／CD などで）購入した楽曲を（それを聴くことで）利用する人のことをいうのであろうか。商業的に利益を得る目的以外で楽曲を聴く場合、（ロイヤルティを支払うことなく）許され、商業目的には分類されないのであろうか。

⁴⁰ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/4b984ac9dcd2850e057982bea7883571>

- 「普及性」と「正義」とはどのような意味か。(第 89 条第 3 項)

公平性や正義は、定式化するのが難しい。普及性および公平性の定義および基準の内容やそれが誰の判断によるものか（評価が主観的になりがちである）が問題となる。LMKN に基づく普及性および公平性は、ロイヤルティの観点から、商業的利用者の評価において異なっている。ロイヤルティの金額・対象について双方の当事者間で合意がなければ、規定は誤解につながる可能性がある。すなわち、一方当事者が決めたロイヤルティの金額は、他方当事者から拒絶される場合がある。さらに、正確な基準と両当事者からの承認がなければ、妥当なロイヤルティ金額を決めることは比較的難しくなる。この状態では合意は行われず、したがって創作者、著作権保有者および著作隣接権所有者のほか、税金の面では国家にとり不利益となる。

上記状況から、不確実性をなくすためにいくつかの解決方法が必要であることが分かる。著作権法第 89 条第 4 項の「第 1 項にいう集中管理機関によって定められ、大臣により承認されるロイヤルティの金額のガイドライン決定に関する規定」は、ロイヤルティ金額の決定におけるガイドラインが国家集中管理機関（この場合は LMKN）により定められ、法務人権大臣により承認を受けることを規定する。これは、ロイヤルティの金額決定における問題を解決することが可能であることを示している。したがって、ロイヤルティの対象となる当事者、すなわち商業的利用者を関与させ、これらと協議することが望ましい。すなわち、ロイヤルティ金額については事前交渉を必要とし、その結果を LMKN と商業的利用者との間の民事契約書に盛り込ませるということである。

また、楽曲の商業的利用者が同意し、LMKN によって定められ、法務人権大臣により承認・許可される、正確な計算方式が必要である。それによって全関係者がロイヤルティ金額について合意していることが示される。明確性により、創作者、著作権保有者および著作隣接権所有者の経済的権利が確保される。

2.6 営業秘密

営業秘密法（2000 年法律第 30 号）に基づき、営業秘密とは、以下を意味するものとする。

- テクノロジーおよび／またはビジネスの分野において一般市民に知られておらず、かつ、事業活動において有益であるとして経済的な価値のある情報であり、営業秘密の所有者によってその秘密が保持されている。(第 1 条 1)
- 生産方法、加工方法、販売方法、またはその他テクノロジーおよび／またはビジネスの分野における情報で、経済的価値があり、公知ではないものを含む。(第 2 条)

営業秘密の情報は、その性質に適した形で扱われ、秘密として取り扱われるものとし、経済的価値があるため、その秘密性を相応な努力をもって保持しなければならない。情報の秘密性が保持されるのは、その情報の所有者またはこれを管理する当事者が適当かつ適切な手段を実行した場合である。

営業秘密の所有者は、それを使用し、またはそれを使用するライセンスを他者に付与し、もしくは商業的利益を対価として第三者に営業秘密を開示する⁴¹権利を有する。営業秘密の所有権は、相続、寄付、遺言、書面契約、その他法律により認められる理由により移転することが可能である。ただし、その所有権移転を第三者に対して有効とするためには、DGIPへの登録や営業秘密公報での公告が必要となる⁴²。

他者にライセンスを付与する場合と同様に、営業秘密法第8条は、以下のとおり規定する。

(2) DGIP に登録されていないライセンス契約は、第三者に対していかなる法的効力も有さないものとする。(第8条第2項)

(3) 第1項が規定するライセンス契約は、営業秘密公報において公告されるものとする。(第8条第3項)

第三者に対して何らかの法的権利を行使するためには、DGIPでの登録および営業秘密公報における公告が必要となるが、今日まで営業秘密公報の存在は一般に知られていない⁴³。

営業秘密が侵害される状況とは、以下の場合を意味する。

- 故意に、営業秘密を開示したり、書面の有無を問わず、関連する営業秘密の秘密保持契約または秘密保持義務に違反したりする場合(第13条)
- 現行法規に違反する方法で、営業秘密を取得または保持する場合

営業秘密に関する紛争は、裁判所、仲裁または代替的紛争解決機関を通して損害賠償請求の訴えを提起することによって解決することができる⁴⁴。営業秘密に関する訴訟を受理するにあたって、同訴訟は、それが地方裁判所の管轄になるという点において、特許、意匠、商標および著作権などのIPRの紛争とは異なっている⁴⁵。

(i) 営業秘密に関する紛争に対する裁判所管轄権は、他のIPR紛争とは異なる。

⁴¹ 営業秘密法第4条

⁴² 営業秘密法第5条

⁴³ 営業秘密公報の存在は、事業者によく普及していない。この点で、DGIPのウェブサイトで見ることができる特許公報、商標公報とは異なる。<http://www.dgip.go.id/publikasi-hki>

⁴⁴ 営業秘密法第12条

⁴⁵ 営業秘密法第11条第2項

営業秘密の侵害に関する紛争は、IPR 侵害に関する紛争と混同されやすい。それは、営業秘密そのものが、意匠権などの他の IPR を含む可能性のある情報の形態であるためである。そのため、商事裁判所か地方裁判所のどちらの裁判所がその紛争を解決する義務を負うかという問題が発生する。

■PT Basuki Pratama Engineering 対、日立建機インドネシアおよび同社に移籍した PT Basuki Pratama Engineering の元従業員の事件例

事件の内容：PT. Basuki Pratama Engineering は、インドネシアにおいてボイラーの機械を製造する会社として訴訟を提起した。すなわち、同社は、ボイラー機の製造方法および販売方法に関する営業秘密の保有者として、日立建機インドネシアおよび同社に移籍した PT Basuki Pratama Engineering の元従業員を、同社の営業秘密の侵害を理由に提訴した。

その訴えは、2009 年 4 月、ブカシ地方裁判所を通して提出された（番号 280/pdt.g/2008/PN BKS）が、同裁判所は、管轄違いを理由に、その訴えを受理することができず、本件は、意匠権の紛争に近いと判断し、商事裁判所で訴追されるべきであると判断した。かかる判断は、バンドン高等裁判所により支持された（番号 567/Pdt/2015/PT.BDG）。しかし、上訴されたところ、最高裁判所は、本件が営業秘密に関連する事件であるため、ブカシ地方裁判所は本件を裁定する権限を有すると判断した（番号 1713 K/Pdt/2010）。事件を解決する権限に関する評決において、ブカシ地方裁判所とバンドン高等裁判所の判断が最高裁判所の判断と異なっていることから、営業秘密に対する管轄権については依然として境界線が曖昧と見ることができる。

このような状況は、上記事例と IPR（意匠権等）の事例との間に、重複する内容があることに起因する。

IPR に関する事件の場合と異なり、損害賠償請求は地方裁判所に提起することになっているため、管轄権の判断において誤解が生じている。

(ii) ライセンス契約、および営業秘密の権利の移転（長期にわたり未制定の規則）

特許権、商標、著作権、意匠の規定と同様、営業秘密のライセンス契約は、その登録手順に関する大統領令が制定されていないため、登録不可能な状況である。

営業秘密のライセンス契約についての規定は、営業秘密法第 9 条第 3 項が以下のとおり規定する。

(3) ライセンス契約の登録に関する規定は、大統領令で定める

現時点までに、かかる大統領令はまだ公布されていない。

営業秘密の権利を移転する場合、権利移転証書を添付しなければならない。営業秘密の権利移転文書は、DGIPに登録され、その後、営業秘密公報において公告される。

これまでのところ、営業秘密公報はどのような形態のものであるのか、また営業秘密公報はどこで閲覧できるのかが依然として不明確であり、その結果、関係当事者であっても、営業秘密公報を入手することができない。営業秘密の権利移転が登録されていない場合、ライセンサーが営業秘密の権利移転を受けたとしても、他者によるその使用を禁じることも、営業秘密の無断使用者や漏洩者を訴えることもできない。

営業秘密公報は公にされるべきである。営業秘密公報は、商標公報、特許公報に類似しているところ、これらの公報は、DGIPのウェブサイトに掲示されており、関係当事者がどこからでも最新情報を確認することができる。

2016年2月24日、法務人権大臣は、IPRのライセンス契約の登録の要件および手順に関する大臣規則を定めた。これによってライセンサーの権利執行に関連する問題が解決されるようになることが望まれる。

(iii) 従業員が他社に移籍した場合の問題

会社とその元従業員の間で複数の訴訟が提起された。元従業員は、他の会社に移籍後、(元勤務先から)営業秘密の侵害につき提訴された。

■PT General Food Industries (Ceres) 対その元従業員 Rachmat Hendarto および Andreas Tan Giok San の事件

PT General Food Industries (Ceres) は、インドネシアの西ジャワ州バンドンでチョコレート製造業を営む会社であるが、2007年、元従業員の Rachmat Hendarto および Andreas Tan Giok San に対し、同社を退社後に同社の競業企業の PT Bumi Tangerang Mesindotama に移籍し、その保有する営業秘密を同社に漏洩したとして、警察に訴えを届け出た。

訴訟は、バンドン地方裁判所で審理されたところ、判事団は、元従業員2名を有罪と判断し、実刑判決を下した。元従業員2名はいずれも、高等裁判所に控訴したが、高等裁判所は地方裁判所の判決を支持した。元従業員が最高裁判所に上訴したところ、最高裁判所はそれらの下級裁判所の判決を取消す判決を下した(番号 3220/Pan.Pid.Sus/2085 K/Pid.Sus/2008)。

この事件の例から、会社は、他社に移籍した元従業員を、営業秘密の侵害を理由として提訴する場合があることが分かる。このことは、元従業員に対する PT General Food Industries (Ceres) の事件や、日立建機インドネシアに対する PT Basuki Pratama Engineering の事件において明らかである。従業員が元の勤務先で勤務中に

一定の情報を取得し、新しい勤務先の会社でそれを利用することが想定されることを理由としている。

しかし、適切な生活を送る国民の権利に関連して、人権に関する 1999 年法律第 39 号は、以下のとおりに規定する。

- 何人も、その才能、力量および能力に応じて、職業に就く権利を有する。(第 38 条第 1 項)
- 何人も、自らの選択および雇用条件に基づく権利に従い、職業を選択する権利を有する。(第 38 条第 2 項)

より質の高い生活を求めて他の会社に移籍する従業員は、その法律によって守られなければならない。この問題を明確化し、かつ、上記のような事件を防止するために、会社と労働者の双方を守る法規を策定することが望ましい。そうすることで、個々の当事者は自らに課される制限を理解し、紛争を回避することができる。

3. IPR を保護するための迅速かつ効果的な手段

インドネシアが 1994 年法律第 7 号によって TRIPs を批准したことで直面した問題は、インドネシアにおける IPR 侵害を回避する取り組みを、国が、TRIPs 協定に定める国内法令の最低基準において、実施する義務を負うということである。

IPR の行使を保護する際に重要な領域の一つは、税関である。基本的に、IPR を行使するためには二つの手段、すなわち、商事裁判所の管轄権に基づく司法的手段と、税関領域で職権として行使される税関権限による手段がある。

3.1 商事裁判所による司法的手段

法の支配の欠缺を埋めるため、最高裁判所は、TRIPs 第 44 条に従い、差止命令に関する 2012 年最高裁判所規則第 4 号を、また TRIPs 第 50 条に従い、仮処分決定に関する 2012 年最高裁判所規則第 5 号を定めた。

TRIPs 第 44 条[1]の差止命令は、IPR 侵害が疑われる輸入物品を法的に監視する中で、流通経路への流入を防止する差止命令であると定義される。差止命令は、通関後に直ちにかつ効果的に出されなければならない。

TRIPs 第 50 条[1]の仮処分決定は、加盟国氏放置当局に対し、IPR 侵害の発生防止（特に、IPR 侵害の輸入物品の各加盟国の流通経路へ流入防止）、IPR の侵害に関連する証拠の保全を内容とする迅速かつ効果的な仮処分決定を下す権限を与える。この条項は、海賊版による著作権侵害や偽造を撲滅するために重要な要素の一つである。

3.1.1 差止命令

差止命令の指示は、関連する地方裁判所の商事裁判所長から税関職員に対する決定の形での書面による命令の一つであり、適切な証拠に基づき、インドネシアにおける商標または著作権の法令に違反すると疑われる輸出入製品に対して税関領域において適切な措置を取ることを命じるものである⁴⁶。

差止命令の申請は、以下を揃えていなければならない。

- 商標または著作権所有の証拠（第 2 条第 1 項）

⁴⁶ 差止命令に関する 2012 年最高裁判所規則第 4 号第 1 条第 1 項

- 商標または著作権侵害の存在を初期的に示しうる補助的証拠（第2条第2項）
- 差止命令を求める輸出入物品に関する船荷証券、航空貨物運送状、輸送数量、貨物の種類および数量、仕向地、原産国などについての明確な詳細説明（第2条第3項）
- 差止対象の物品の価値および差止命令に起因して発生する費用と同等の現金または銀行保証支払い（第2条第4項）
- 第4項が規定する差止命令に起因して発生する費用に含まれる倉庫賃料、コンテナ賃料、蓄積場所への移動輸送費の見積額

ただし、差止命令を規定する最高裁判所規則の2012年7月30日の公布以来今日までの3年間、差止命令の制度は、事業者によって一度も使用されていない⁴⁷。この状況は、事業者が、差止命令の制度の申請要件の負担が重すぎると考えているために起こっている可能性がある。事業者は、侵害に関する明確かつ詳細な情報を提供することに加えて、差止対象の物品の価値に相当する保証金を差し入れ、さらに、多額の倉庫やコンテナ、蓄積場所の賃貸料まで支払わなければならない、事業者にとって相当な負担になる。

3.1.2 仮処分決定（仮決定）

仮処分決定⁴⁸とは、裁判所が、意匠権、特許権、商標権および著作権の侵害に対して、申請者の申立てに基づいて、全ての関係者が遵守すべき命令の形で出す決定のことであり、以下のような目的がある。

- IPR侵害が疑われる輸入物品の流通経路への流入を防ぐこと
- 侵害者が証拠を処分することを防ぎ、保全すること
- より大きな損害を防ぐべく侵害を止めること

仮処分決定申請提出の条件と手続きは、第2条に規定されており、申請者は、以下の要件を満たさなければならない。

- 権利の所有権または権利者の証拠を添付すること（第2条 a）
- 権利侵害発生を示す強く示す証拠を添付すること（第2条 b）
- 立証のために要求され、捜し出され、提出され、確保される物品および／または文書に関する明確な説明（第2条 c）
- 仮処分決定に処される物品の価値と同等の保証金を、現金または銀行保証の形で拠出すること（第2条 d）

⁴⁷ Hasil diskusi dengan hakim Pengadilan Niaga Jakarta Pusat, 2016年1月29日

⁴⁸ 2012年最高裁判所規則第5号第1条第1項

商事裁判所における仮処分決定の制度は、2012年7月30日から確立されている。しかし、事業者によってこれが使用されたのはわずか1回だけである⁴⁹。

■ 「SOEKARNO: INDONESIA MERDEKA」というタイトルの映画に関連する仮処分決定の申請

インドネシア国民である Rachmawati Soekarno は、2013年11月1日、商事裁判所に対し、著作権の侵害の疑いを根拠として、PT. Tripar Multivision Plus および Hanung Bramantyo による、「SOEKARNO: INDONESIA MERDEKA」の配給または放送の中止を命ずる仮処分決定を申請した（番号 93/Pdt.Sus/Hak Cipta/2013/PN Niaga.Jkt.Pst）。

この申請は、商事裁判所の判事団によって認められ、商事裁判所は、2013年12月1日、PT Tripar Multivision Plus および Hanung Bramantyo（監督）に対し、この映画の配給および放送を禁じる内容が盛り込まれた仮処分決定を出した。しかし、2014年1月7日、この決定は判事によって、本件を詳細に検討した結果、申立人による主張を立証できないと結論付けられたため、取り消され、最終的に、この映画の配給および放送が認められた。

差止命令および仮処分決定の制度が社会で使用されていないことは重要な問題となっており、司法機関は、事業者に重い負担を課す制度について検討しなければならない。

原則として、裁判所は、IPR に関する紛争を管轄する商事裁判所の判事に対して、指針を与えるべきである。

さらに、差止命令または仮処分決定を実行するにあたっては、裁判所の執行官を必要とすることから、執行官に対する支援もなされなければならない。他にも、商事裁判所はインドネシア国内にわずか5カ所しか設置されていないことも、差止命令または仮処分決定の制度を利用しようとする事業者にとって特に負担となっている可能性がある。

3.2 税関総局による措置

関税法（1995年法律第10号）は、2006年法律第17号によって一部改正された。税関領域におけるIPR保護に関連して、税関総局は重要な役割を担う。原則的に、差止命令は、税関領域において実施される。

関税法に従い、税関総局は、インドネシアの領土内における物品の流れを管理する機関（水際取締機関の一つ）として、IPR分野における法執行機能を実施する役割も果たす。関税法では、IPR侵害に起因する物品の輸出入の規制について規定されている⁵⁰。

⁴⁹ 2016年1月29日、中央ジャカルタ商事裁判所の判事との協議の結果

3.2.1 IPR 侵害に起因する物品の規制

税関総局は、その責務として、税関領域における IPR 侵害を防止するため、効果的に業務運営を行うよう期待される。それがなされなければ、IPR を侵害する物品の輸出入を管理できないことにより、国家に経済的損失を生じさせるのみならず、国際貿易関係にも影響を与える。税関当局は、かかる機能を果たすため、関税法第 54 条に規定されるとおり、権利の所有者から提案、通報を受理する必要がある。

- 商標、著作権の権利の所有者・保有者からの申請に基づき、商事裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標、著作権を侵害した製品であると十分な証拠に基づいて疑われる輸出入貨物を、税関において一時的に差し止めるように書面で命令を発することができる。(第 54 条)

権利者は、以下の要件を満たす必要がある。

- 関連する商標、著作権の侵害を示す十分な証拠を提出すること (第 55 条 a)
- 関連する商標、著作権の所有権を示す証拠を提示すること (第 55 条 b)
- 差止命令の申請において挙げられた物品の輸出入について、明確な明細および情報を提示すること。税関職員は、これを直ちに受理するものとする。(第 55 条 c)
- 保証金 (第 55 条 d)

上記の要件に言及される資料を完全に揃えることが、本質的に重大かつ絶対な要件である。一方、商標および著作権の侵害に起因する物品の取引を減少、排除するというこの規制の目的に反する貿易慣行において、この規制の適用を避けることが意図されている。

そのような貿易慣行は、競合他社を弱体化または排除するために行われることがあるが、経済全体から見ると有益ではない。したがって、次の三つ点が、十分保証されることが重要である。それは、第一に、法規に違反したとみなされる当事者を不必要な損失から守ること、第二に、権利の濫用の可能性を減じること、第三に、税関職員を差止命令の実施後に訴訟を提起されるリスクから守ることである。

規定では、権利の所有者・保有者は、税関領域において物品の輸入停止手続きを開始する場合、一定金額の保証金を提供することが義務付けられている。これは大きな障壁であり、今日に至るまで、IPR の所有者、保有者によって物品の輸入停止手続きが開始されていないのはそのためであると思われる⁵¹。

⁵⁰ 関税法第54条ないし第64条

⁵¹ 税関総局からの説明

3.2.2 税関総局の職権に基づく差止命令

関税法第 62 条に以下のように規定されているとおり、税関総局は、権利の所有者、保有者からの通報がなくても、その権限および職権に従い、自発的に差止命令を出す権利を有する場合がある。

- 輸出入貨物が商標または著作権の侵害に起因することを示す強い証拠がある場合、税関職員は職権によって当該貨物の留置を行うことができる。(第 62 条)

第 62 条にいう職権による貨物の留置は、十分な証拠がある場合に限り実行されるものとする。その目的は、経済全体にとって有害となる、商標・著作権を侵害する、または侵害に起因する貨物の流通を防止することにある。この貨物の留置を実施する場合、商標法または著作権法に規定される手順が完全に適用される⁵²。

要件の説明については、関税法第 64 条第 2 項に従い、政令で定める。

- 第 54 条から第 63 条までの実施において要求される更なる規定は、政令で定める。(第 64 条第 2 項)

しかし、現時点までに、かかる政令は発付されていないため、税関職員は、関税法の規制を実施する際に一定の問題に直面する。

IPR を侵害する貨物の輸入を積極的に防止するために税関総局によって実行される取組みの一つは、保護対象である IP の商標権・著作権の登録システムを確立することである。それは情報システムを用いたもので、実務において税関職員が容易に利用可能である。登録は、権利の所有者・保有者によって、税関総局のデータベース・システム上で実行される。その際、所有者の身元に関する情報、代理人、サプライヤーに関する情報、図、画像などを含む十分な情報を提出する。こうすることで、税関職員は、物品の輸出入を検査する中で、IPR 侵害に起因するとみなされる貨物に対して、職権に基づいた留置を実行することができる。

関税法で規定されるとおり、税関職員の職権を行使するための権限規定を実施するにあたって、税関総局は、以下について政令の制定を試みている⁵³。

- IPR の侵害に起因する輸出入貨物を留置する。
- 税関職員の職権を行使する。

IPR 侵害に起因する輸出入貨物に対する規制についての政令の条文の実施手順に関する財務大臣規則は、次の事項を強調している。

⁵² 関税法第62条の説明

⁵³ 税関総局の事務所で行われた討論における税関総局の職員による説明

- IPR の対象、商標、著作権およびその他の権利に関連する法執行の手順
- 税関総局の職権についての規則
- 登録制度についての規則

以下についての税関総局の規則は、IPR 侵害に起因する輸出入貨物に対する規制についての財務大臣規則の条項の実施手順について、次の事項を強調している。

- IPR 事件の処理手順、留置、検査、保証および撲滅の制度
- 申請、(申請) 要件および登録手続きの仕組み
- IPR を管理する税関総局の組織構造の確定

4. 将来の課題および提案

国内および国際的な貿易の発展は、IPR に関する規制の制定に強く影響を与えている。インドネシアの IPR に関する規制と国際条約との調和、規制と現場での実務との調和、法的な確実性、透明性が、インドネシアのビジネス環境の質の向上にとって鍵となりつつある。

4.1 IP 関連法

法令と貿易慣行の間における調和を今後改善するためには、困難な課題が存在する。

特許分野では、現行特許法の改正としての特許法の整備、電子申請制度の策定、強制ライセンス、訂正・取消しを含む上訴の内容、遺伝資源（GR）と伝統的知識（TK）に関する規定などである。

意匠分野では、現行意匠法の改正としての意匠法の整備、完全な審査システムの制度の策定、審判委員会の設立である。

商標分野および地理的表示分野では、非伝統的商標（3D および音声商標）に対応する新しい商標法の整備、マドリッド議定書、インドネシアの地方政府とともに行う地理的表示の強化、インドネシアの地理的表示を付した製品の利用機会拡大のための他国との協力である。

4.2 IP 関連法の完全な実施規則の策定

IPR のライセンス契約登録についての規則は、事業者や IPR 出願者から長く待ち望まれてきた。最近になり、IPR のライセンス契約の登録の条件・手順に関する 2016 年大臣規則第 8 号が法務人権大臣によって公布されたが、実際の登録そのものは未だ実施されていない。当局職員やインフラストラクチャーの準備と同時に、制度が登録出願者にとって使いやすいものであるか否かが、この大臣規則の成功の鍵である。

特許権付与の目的、すなわちインドネシア国内での生産工程の実施による海外からインドネシアへの技術移転を達成するためには、特許付与から一定期間経過後に所有者が利用していない特許技術を、国内の事業者がその許可を請求することで利用することができるようにする強制ライセンスに関する規則が必要である。

著名商標の明確な保護は、検討を要する事項の一つである。著名商標か否かを判断する基準に関する明確なガイドラインが規制者に存在すれば、商標登録申請における著名商標の悪用

事例や、インドネシア国内外からの著名商標の権利所有者による商標取消訴訟の件数を減少させられると思われる。これにより、公正かつ健全な事業競争環境が確実に生み出される。

創作物および著作隣接権対象作品に対するロイヤルティ金額は LMKN が決定するが、これに関連する明確な規則、制度は、著作権・著作隣接権の所有者・保有者の経済的権利の保護を達成する際に非常に重要な役割を担う。ロイヤルティの金額決定および分配の仕組みを整備することは、LMKN の義務であるが、法務人権大臣の権限に基づいた承認を必要とする。

IPR 侵害に起因すると疑われる物品に対して、税関総局が職権で差止命令を実行する権限について定めた実施規則の整備は、税関領域における IPR 保護を促進するものとなる。税関職員は、かかる役割があることから、常に輸出入活動の最前線に立っているといえる。

IPR 関連紛争や仮処分決定（仮決定）において、保証金や賠償金の金額計算は、常に発生する問題の一つとなっている。しかし、関係者が共有し参考として用いることができる計算式は現在のところ存在しない。判事も、IPR 侵害の訴訟事件において損害賠償の請求がなされた場合、実際の損失額をいかに計算するかについて苦労している。したがって、当事者らが賠償金額を計算する助けとなるガイドラインがあれば、IPR 保護において、損害賠償請求の経済的価値や必要となる保証金を計算するにあたり、関係者が明瞭さや基準を得ることができると思われる。

4.3 政策を支える現場での実施の質の向上

規則に定められる規定が現場において適切に実施されることが保証されれば、インドネシアにおいて確実にかつ安心して事業を行うことができる。

出願書の提出から権利の登録証が付与されるまでの処理手続きに要する時間は、出願者と DGIP 職員との間で問題となっている。IPR の登録手続きの透明性、効率性、確実性を維持するためには、事務手続きのためのインフラストラクチャーの質を向上させる必要がある。データベースの明瞭さや完全性、既存技術に対する調査能力の質、IT システムの堅固さが向上すれば、市民に提供すべきサービスの向上という点において、管理者および審査官の助けとなるであろう。

IP の性質は、常に変動しており、時間の経過とともに発展していく。したがって、関連規則を常に見直す必要があり、人的資源の能力向上を確実に実行しなければならない。それは、審査官などの権利の付与手続きの段階、または判事や執行官などの紛争解決の段階のいずれかにおいて、研修や関係者が属する関係機関間の調整の形で実現されうる。人的資源の能力向上は、法令解釈や現場で適用される規定の実施に対し、確実性や一貫性を与え、また、関係者を混乱させるような裁判所の判決間の矛盾を回避する。

登録が認められた商標



GULAKU + LOGO



GULAKU BONBONKU



GULAKU PERMENKU



QURMA Q`TA

登録が認められなかった商標



FIBERWATER



COKLATKU

SUPERCREAM

SUPERCREAM

会議の議事録

場所 : 中央ジャカルタ地方裁判所内商事裁判所
日付 : 2016年1月29日
協力者 : Gusrizal (首席判事)、Abdul Kodir (判事)、Titik Tejaningsih (判事)
参加者 : Joko Sulistyono、Suwantin Oemar

1. 著名商標の定義は明確に定められていない。これまでの経験則に基づくと、当該出願が、異なる類に分類される物品の有名な商標／ブランドに類似しているか、同じであれば、ある種の悪意とみなされる。かかる悪意を根拠とする訴えがなされれば、判事は訴えを認める。
2. 商標の取消しを求める訴訟については、訴えの根拠が悪意である場合、出訴期限がなく、いつでも訴訟を提起できる。著名な商標／ブランドの所有者にとっては、登録の取消しを求める訴訟を提起する期限がない。一方、有名ブランドと関連していないブランドの取消しに関連する訴訟は、ブランドの登録後5年以内に限り提起できる。
3. 商標関連の訴訟の平均件数は、年間およそ80件であり、その約50%が著名商標／ブランドに関連するものである。一方、IPR (著作権、特許、商標、意匠および営業秘密)に関連する商事紛争および破産事件を扱う判事は、30人である。
4. 判事のローテーションは商事裁判所の権限ではなく、最高裁判所の権限で行われる。
5. 著作権侵害行為に関する刑事裁判における裁判所の判決は、ケース・バイ・ケースである。著作権法における最高刑は7年の刑務所収容であるが、判事の決定は事件によって大幅に異なる。路上で海賊版のCDやDVDを販売する売人や商人に対しては、最高刑の7年を科す判決が下されることはない。これは状況に応じて判断されるべきである。
6. IPに関連する損害賠償を求める訴訟事件において、原告が被った損失を計算する方法については、計算式は確立されていない。原則的に、原告が、自らが被った実際の損害を立証しなければならず、判事が率先して立証することではない。原告が提起する(損失の)実体がない訴訟は、通常、(原告が)損失を証明することができないため、訴えが認められることはほとんどない。
7. 研修および教育は既に導入されており、研修教育機関(Diklat)の監督下にある。この機関は既に判事向けの研修モジュールを用意しており、判事のニーズを判断している。したがって判事は、研修および教育プログラムに従うだけでよい。
8. 判事は、IPR関連事件について完全な理解をしているわけではないため、IPRに関連する研修やセミナーへ参加することにより、知識を継続的に向上させる必要がある。
9. ライセンス契約の登録制度が存在しないことが問題となっている。ライセンス契約の登録制度に関する大統領規則があれば、ライセンシーは、権利侵害者を提訴することによって、ライセンシー自らのIPRを行使することが可能となる。問題は、ライセンシー

によって提起された訴訟は、必ずしも IPR の保有者や所有者の意向に沿っている、またはこれに従っているとは限らないということである。ライセンサーによって提起される法的手続きに、IPR 所有者が同意しないこともありうる。

10. 研修および教育は、執行官に対しても行う必要がある。これによって執行官も IPR について同じ理解を共有することができる。例えば、東インドネシアにおいて、IPR に関連する物品押収案件があるが、もしジャヤプラ地方裁判所の執行官らに IPR に関する知識がなければ、執行官らに没収を求めることはできない。

原告 Rachmawati Sukarno は、自らの弁護士を通して、商事裁判所に対し、「Soekarno: Indonesia Merdeka」という映画の配給を停止する仮決定を求める訴えを提起した（登録番号 93 / Pdt.Sus; Copyright / 2013 / PN Niaga.Jkt.Pst）。Sukarno の訴えは商事裁判所の判事によって認められ、判決が出されたが、この判決にはとりわけ、PT Tripar Multivision、Ram Punjabi および Hanung Bramanjo（監督）による当該映画の配給および上映を禁じるという内容が含まれていたが、後になってこの判決は判事によって変更された。これによって従前の判決が取り消され、その映画の配給および上映が認められた。(***)

会議の議事録

場所 : 税関総局 (DGCE)、ラワマングン、ジャカルタ

日付 : 2016年2月1日

協力者 : Budy Hermanto (国際税関局二国間協力第2課長、Ms Nadiaによって確認済み)

参加者 : Joko Sulistyono

1. 職権による差止命令は、今日まで一度も実施されていない。この権限の実施についての政令がまだ策定されていないためである。
2. 税関総局は既に政令の草稿を作成しており、その草稿は既に法務人権省法規総局に提出されている状況であり、近い将来大統領により正式に署名されることが望まれている。
3. 税関総局はこれまで一度も、差止命令や仮処分決定を商事裁判所から受けたことはない。
4. 裁判所の命令の実行されるときは、執行官が執行現場に立ち会わなければならない。インドネシアにおいて商事裁判所のある都市は、わずか5カ所のみである。
5. 税関総局は、IPR 保有者が保護を希望する IPR に関連する情報を当該保有者が税関総局のサーバー上に登録できるように、登録システムを開発する計画である。
6. 税関総局職員は、IPR 保有者によってあらかじめ登録された情報を用いて、現場で職権に基づく確認または一時的差止命令を実行することができる。
7. 上記政令に署名がなされた後、財務大臣および税関総局による署名がなされ、実施のための組織が結成される。 (***)